佐 久 市 保 健 福 祉 審 議 会 次 第

平成２７年１月２２日（木）
午後２時１５分
佐久市議会棟全員協議会室

１　開　　会

２　会長あいさつ

３　審議事項

（１）佐久市第６期介護保険事業計画・老人福祉計画の策定について

４　閉　　会

平 27.01.16 現在版

佐久市老人福祉計画
佐久市介護保険事業計画

（素案）

平成27年3月

長野県佐久市

佐久市老人福祉計画
佐久市介護保険事業計画　目次

第1章　総　　論

第1節　計画策定にあたって
1　背景 …… 1
2　基本理念 …… 2
3　計画策定の方針 …… 6
第2節　平成３７年度（２０２５年度）の推計及び第６期の目標
1　平成３７年度の推計 …… 8
2　第６期の目標 …… 8
第3節　日常生活圏域の設定
1　日常生活圏域の考え方 …… １０
2　日常生活圏域の設定 …… １０

第2章　介　護　保　険

第1節　介護保険の状況
1　要介護・要支援認定者の状況 …… １２
2　居宅サービスの状況 …… １３
3　地域密着型サービスの状況 …… １８
4　住宅改修の状況 …… ２０
5　居宅介護支援の状況 …… ２０
6　施設サービスの状況 …… ２０
7　介護予防サービスの状況 …… ２２
8　介護保険給付費の状況 …… ２７
第2節　介護保険指標の見通し
1　被保険者の見通し …… ２８
2　要介護・要支援認定者の見通し …… ２９
第3節　介護保険サービス必要量の見込み
1　居宅サービス …… ３０
2　地域密着型サービス …… ３５
3　住宅改修 …… ３７
4　居宅介護支援 …… ３７
5　施設サービス …… ３７
6　介護予防サービス …… ３９
7　療養病床の転換の状況 …… ４４

第４節　介護保険料
１　介護保険料 …… ４５
第５節　その他の介護保険事業
１　相談・苦情対応 …… ４６
２　経済的負担の軽減 …… ４７
３　地域密着型サービス事業者指定及び更新 …… ４８

第３章　地　域　支　援

第１節　地域包括ケアシステムの構築
１　地域包括支援センターの運営強化 …… ４９
２　地域別包括ケア委員会の充実 …… ４９
３　認知症施策の推進 …… ４９
４　在宅医療・介護の連携体制の推進 …… ４９
５　介護予防の推進 …… ４９
６　多様な生活支援サービスの体制整備 …… ４９
第２節　地域支援事業の状況及び見込み
１　地域支援事業の概要 …… ５０
２　介護予防・日常生活支援総合事業 …… ５２
（１）介護予防・日常生活支援総合事業の目的 …… ５２
（２）介護予防・生活支援サービス事業 …… ５３
（３）一般介護予防事業 …… ５７
３　包括的支援事業 …… ６４
４　任意事業 …… ６７

第４章　高　齢　者　福　祉

第１節　生き生きと安心して暮らせるサービス
１　生きがい対策事業 …… ７４
２　生活支援事業 …… ７８
第２節　老人福祉サービス
１　老人福祉施設等 …… ８５

第５章　介護保険施設の整備

第１節　介護保険施設等整備方針
１　施設整備方針 …… ８８
２　地域密着型サービス事業者等整備方針 …… ８９

資　料　編

１　佐久市介護保険事業計画等策定懇話会設置要綱 …… ９２

２　佐久市介護保険事業計画等策定懇話会委員名簿 …… ９４
３　要介護１～５の人が利用できるサービス …… ９５
４　要支援１・２の人が利用できるサービス …… ９７
５　佐久市内の介護保険サービス事業者一覧 …… ９９
６　地域支援事業一覧 …… １０２
７　第６期介護保険事業計画策定にかかる実態調査（抜粋）…… １０３

第１章　総　　論

第１節　計画策定にあたって

１　背景

（１）現状

佐久市では、「叡智と情熱が結ぶ、２１世紀の新たな文化発祥都市」を将来都市像に定めた、「第一次佐久市総合計画（後期基本計画）」及び「世界最高健康都市構想・世界最高健康都市構想実現プラン」に基づきまして、高齢者がその人らしい生活を可能とする福祉環境の整備と、介護保険制度を基盤とした多様な高齢者福祉サービスの提供に取り組み、誰もが等しく生きいきと安心して暮らすことを可能とする、福祉のまちづくり事業を推進して参りました。

また、平成１２年に創設された介護保険制度は、超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、今日まで１５年が経過し、市民の皆様に定着して参りました。

このような中、本市の高齢者（６５歳以上）人口は、平成２６年１０月１日現在、２７，７７９人、高齢化率２７．９％となっています。今後も高齢化は進行し、平成３２年には、２９，６７７人（３０．６％）、平成３７年には、３０，１６８人（３１．９％）に達すると見込まれています。

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
総人口	99,956 人	99,716 人	99,614 人	99,244 人	97,111 人	94,627 人
高齢者人口 〈指数〉	26,516 人 〈100.0〉	27,055 人 〈102.0〉	27,779 人 〈104.8〉	28,191 人 〈106.3〉	29,677 人 〈111.9〉	30,168 人 〈113.8〉
高齢化率	26.6%	27.2%	27.9%	28.4%	30.6%	31.9%

（注）1　数値は各年 10 月 1 日現在

2　平成 24 年から 26 年は、長野県情報政策課による長野県年齢別人口推計結果数値　平成 27 年から 37 年は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）」による推計値

3　〈　　〉内の数字は、平成 24 年を 100 とした指数

（２）計画策定の趣旨

「老人福祉計画・介護保険事業計画」（以下、計画という）は、本市の高齢者福祉施策の基本となるもので、取り組む課題を明らかにし、目標を定めるものです。この計画は、「老人福祉計画」（老人福祉法）と介護保険事業計画（介護保険法）を一体的に策定するもので、第６期計画（平成２７年度から２９年度）は第５期計画（平成２４年度から２６年度）を見直し、新たに策定するものです。

第６期計画は、団塊の世代（昭和２２年から２４年生まれ）が７５歳以上の後期高

齢者となる平成３７年（２０２５年）を見据え、段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進める地域包括ケアシステムの構築を目指す計画として策定します。

２　基本理念

本計画は、「第一次佐久市総合計画後期基本計画」に掲げる本市が目指す「みんなが生涯現役で住みよい健康長寿のまちの形成」を基本理念として、みんなが生きいきと安心して暮らせるまちづくり実現に向けた施策展開をします。

○重点施策

（１）高齢者支援サービスの推進

ア　保健・医療・福祉・介護の各分野の連携により高齢者を支援します。

イ　高齢者の生きがい事業を推進するとともに、栄養や運動を中心とした介護予防、疾病予防、生活支援対策など地域支援事業を推進します。

ウ　高齢者虐待や孤独死を未然に防ぐため、地域ぐるみで相談しあえるネットワークの構築に努めます。

エ　地域包括支援センターとの連携を強化し、介護・生活相談体制の充実を図るとともに、介護予防を推進します。

オ　介護者支援のため、民間との連携を強化し、環境整備を推進します。

（２）高齢者福祉施設の整備

ア 介護保険施設の整備を推進します。

（３）介護保険制度の適正な運営

ア　介護保険法に基づき、適正な事業運営を進めます。

イ　介護保険制度の円滑な運営のため、サービス内容や制度の仕組みなどの周知を図ります。

（４）成年後見制度の利用促進

ア　判断能力の低下した認知症高齢者などを法律的に保護するため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用の促進と普及に努めます。

（５）地域包括ケアシステムの実現

ア　高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に努めます。

主な介護保険サービス・地域支援事業・高齢者福祉事業

介護保険

要介護認定者へのサービス

居宅サービス

○訪問介護	○訪問入浴介護
○訪問看護	○訪問リハビリテーション
○通所介護	○通所リハビリテーション
○短期入所生活介護	○短期入所療養介護
○居宅療養管理指導	○福祉用具貸与
○特定福祉用具販売	○住宅改修

地域密着型サービス

○認知症対応型通所介護	○認知症対応型共同生活介護
○小規模多機能型居宅介護	
○地域密着型特定施設入居者生活介護	
○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

施設サービス

○介護老人福祉施設
○介護老人保健施設
○介護療養型医療施設

要支援認定者へのサービス

介護予防サービス

○介護予防訪問介護（※）	○介護予防訪問入浴介護
○介護予防訪問看護	○介護予防訪問リハビリテーション
○介護予防通所介護（※）	○介護予防通所リハビリテーション
○介護予防短期入所生活介護	○介護予防短期入所療養介護
○介護予防居宅療養管理指導	○介護予防福祉用具貸与
○介護予防特定福祉用具販売	○介護予防住宅改修

介護予防地域密着型サービス

○介護予防認知症対応型通所介護
○介護予防認知症対応型共同生活介護
○介護予防小規模多機能型居宅介護

経済的負担の軽減

○高額介護サービス費
○高額医療合算介護サービス費
○補足給付（特定入所者介護サービス費）
○社会福祉法人等による利用者負担軽減事業
○佐久市介護保険利用者負担援護事業

（※）については、平成２８年度中(予定)に地域支援事業へ移行となります。

地域支援

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

○訪問型サービス事業
○通所型サービス事業
○その他の生活支援サービス事業
○介護予防ケアマネジメント事業

一般介護予防事業

○介護予防普及啓発事業
○地域介護予防活動支援事業
○介護予防把握事業
○地域リハビリテーション活動支援事業
○一般介護予防事業評価事業

包括的支援事業

○地域包括支援センターの運営に関する事業
○地域別包括ケア委員会
○在宅医療・介護連携体制構築に関する事業
○認知症施策推進に関する事業
○生活支援サービスの体制整備に関する事業

任意事業

○介護給付費等費用適正化事業
○家族介護支援事業
○その他事業
・成年後見制度利用支援等事業
・住宅改修支援事業
・介護相談員派遣事業
・認知症サポーター等養成事業
・高齢者緊急時あんしん情報提供事業

※平成２８年度からの事業体系となります。

高齢者福祉

生きがい対策事業

○老人クラブ活動助成事業
○長寿・米寿お祝い事業
○敬老会補助事業
○生きがい活動拠点の運営事業
○外国人高齢者及び外国人障害者特別給付金支給事業
○佐久シルバー人材センター運営事業

生活支援事業

○高齢者実態調査
○生活管理指導短期宿泊事業
○あいとぴあ臼田短期入所事業
○高齢者共同宿泊支援事業
○ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業
○ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯住宅補修等整備事業
○高齢者にやさしい住宅改良促進事業
○高齢者外出支援サービス事業
○家庭ごみ収集支援事業
○日常生活用具貸与事業

老人福祉施設等

○養護老人ホーム
○軽費老人ホーム
○老人福祉センター
○宅幼老所
○有料老人ホーム
○サービス付き高齢者向け住宅

3　計画策定の方針

（1）計画策定の方針

本計画は、「第一次佐久市総合計画後期基本計画」、「世界最高健康都市構想・世界最高健康都市構想実現プラン」、「佐久市地域福祉計画」を上位計画とし、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に対応したものとするとともに、「佐久市健康づくり２１計画」、「佐久市障害者プラン」等との整合性を図るものとします。

（2）計画期間

本計画の期間は、基本指針※に即して、平成２７年度から平成２９年度までの３年間とします。

※基本指針・・・厚生労働省「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

（3）計画策定に向けた取り組み及び体制

本計画は、佐久市介護保険事業計画等策定懇話会及び佐久市保健福祉審議会において、学識経験者、保健・医療・福祉関係者など、市民の方々の意見を聴きながら策定しました。

また、本市の高齢者の実態を把握し、本計画策定のための基礎資料、今後の事業運営の参考とするため、郵送等により、平成２５年１２月から平成２６年１月にかけて、市内在住の「要介護・要支援の認定を受けていない第１号被保険者」（元気高齢者実態調査）４００人と、「要介護・要支援の認定を受けている被保険者」（居宅要介護・要支援認定者等実態調査）１，７００人を対象に高齢者実態調査を行いました。

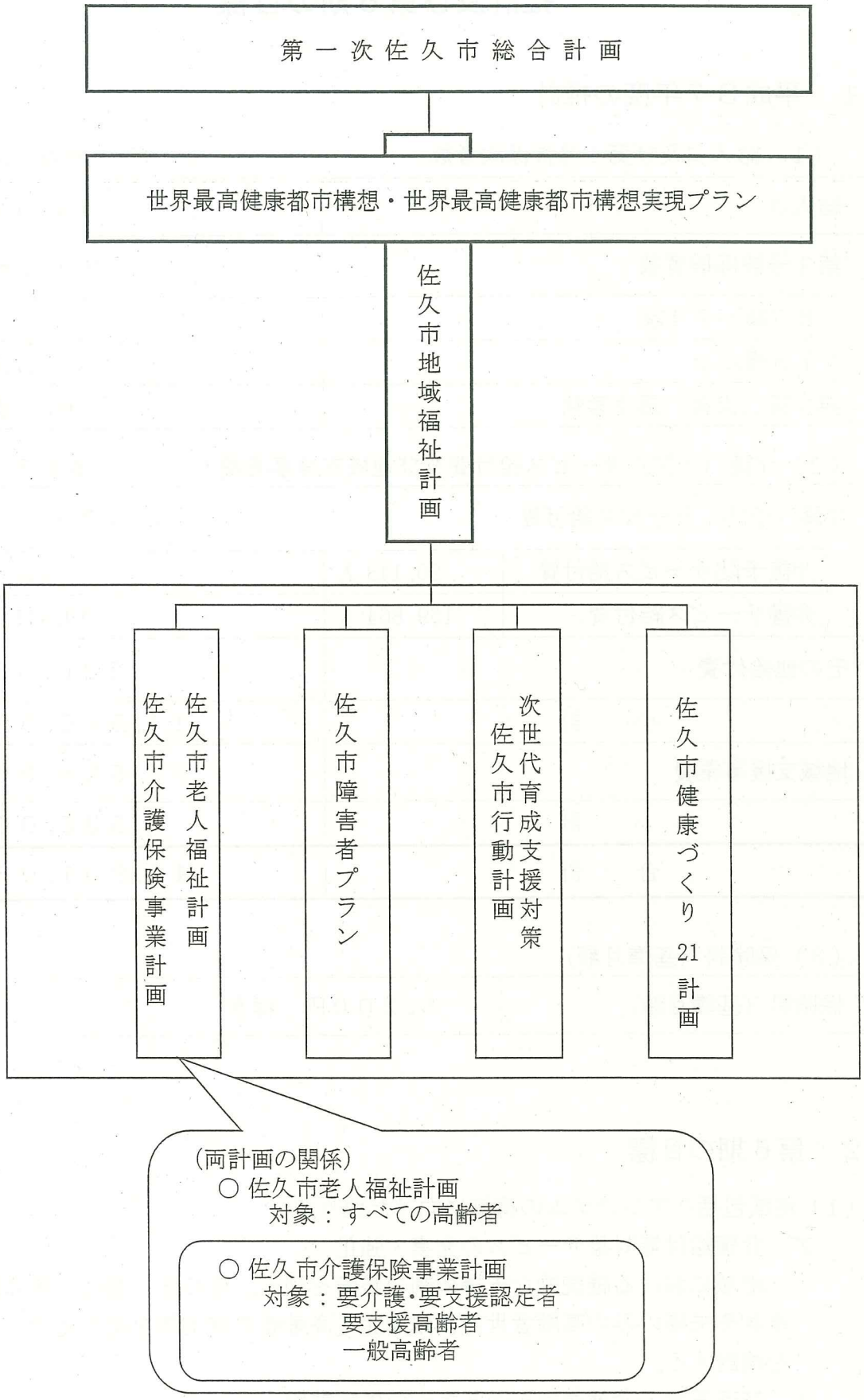
この他、市内５圏域の地域包括支援センターからの意見聴取（平成２６年１０月から１１月）、居宅介護支援事業者へのアンケート調査（平成２６年１０月から１１月）などを行いました。

なお、庁内においては、各部の庶務担当課長等で組織されている企画調整委員会幹事会、副市長及び各部の部長等で組織されている企画調整委員会で検討をいただきました。

○高齢者実態調査

調査区分	対象者数	回答数
元気高齢者実態調査	４００人	３０１人
居宅要介護・要支援認定者等実態調査	１，７００人	９８７人

〔 計画の位置づけ 〕


第一次佐久市総合計画
世界最高健康都市構想・世界最高健康都市構想実現プラン
佐久市地域福祉計画
佐久市老人福祉計画
佐久市介護保険事業計画
佐久市障害者プラン
次世代育成支援対策
佐久市行動計画
佐久市健康づくり21計画
(両計画の関係)
○ 佐久市老人福祉計画
対象：すべての高齢者
○ 佐久市介護保険事業計画
対象：要介護・要支援認定者
要支援高齢者
一般高齢者

第２節　平成３７年度（２０２５年度）の推計及び第６期の目標

１　平成３７年度の推計

（１）総人口及び第１号被保険者数　（単位:人）

総人口		９４，６２７
第１号被保険者数		３０，１６８
	６５歳～７４歳	12,530
	７５歳以上	17,638
要介護（支援）認定者数		６，１２０

（２）介護（予防）サービス給付費及び地域支援事業費　（単位:千円）

介護（予防）サービス給付費		１０，７８５，４７４
介護予防サービス給付費	20,148 人	344,135
介護サービス給付費	159,864 人	10,441,339
その他給付費		５８０，５５８
小　計		１１，３６６，０３２
地域支援事業費		５３５，０００
小　計		５３５，０００
合　計		１１，９０１，０３２

（３）保険料（基準月額）

保険料（基準月額）	８，２００円　程度

２　第６期の目標

（１）地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み

ア　介護給付等対象サービスの充実・強化

地域における継続的な支援体制の整備を図る。その際、重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加等を踏まえサービスを検討する。

イ　在宅医療・介護連携を図るための体制整備

住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、看取り等様々な局面で連携の図ることが出来る体制を整備する。

ウ　介護予防の推進

高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域の中に生きがい・役割をもって生活ができるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれた施策を推進する。

エ　日常生活を支援する体制の整備

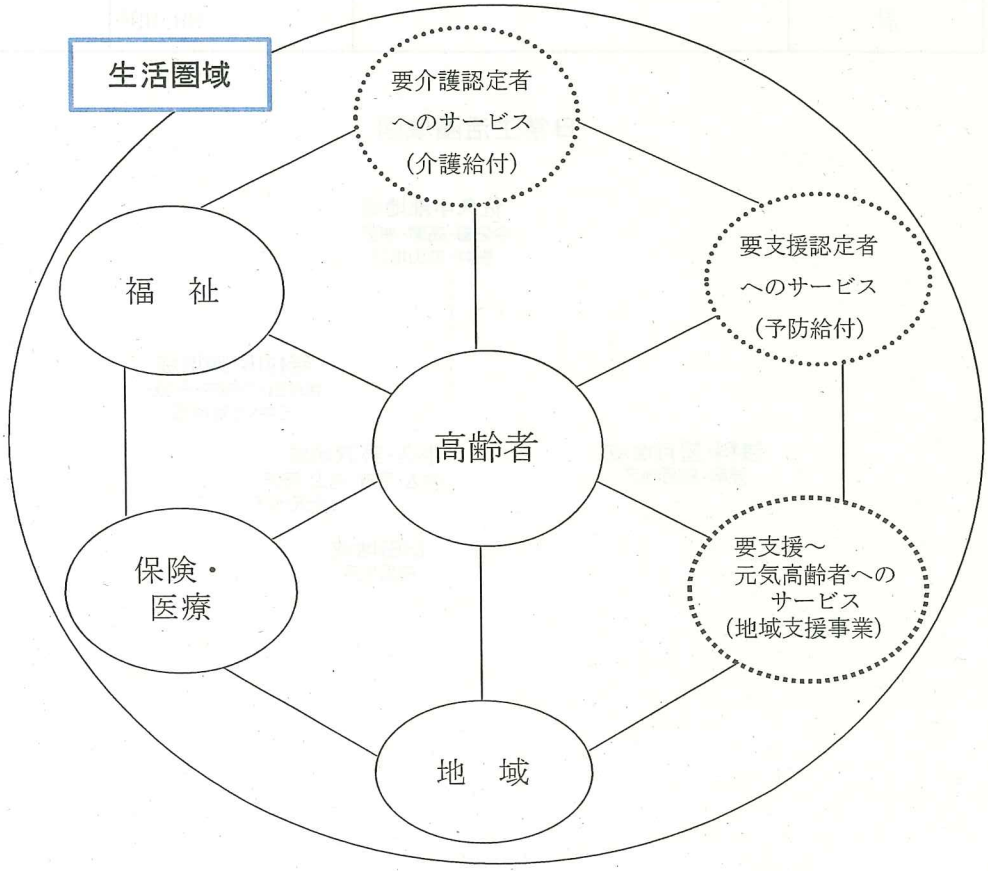
日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援サービスを整備するため、事業主体の支援・協働体制の充実・強化を図る。

オ　高齢者の住まいの安定的な確保

住まいは、保健・医療・介護などのサービスが提供される前提であり、高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じ適切に供給される環境を確保していく。

（2）認知症施策の推進

今後増加する認知症高齢者に適切に対応するため、認知症ケアパスを確立しながら、早期診断・対応等本人・家族への支援を実施する体制を構築する。



第３節　日常生活圏域の設定

１　日常生活圏域の考え方

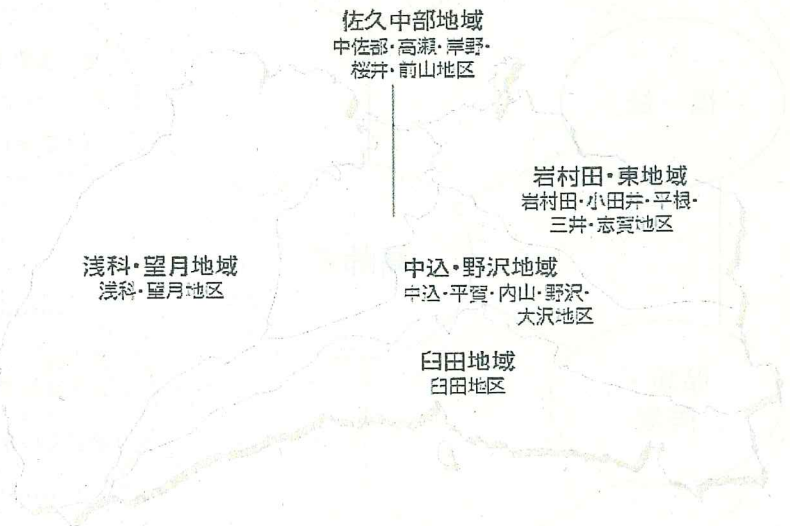
日常生活圏域は、高齢者が要支援状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう面積や人口だけでなく、行政区、住民の生活形態、地域づくり活動の単位など、それぞれの地域の特性を踏まえて設定しています。本計画では、日常生活圏域の見直しは行わず、第５期計画と同様とします。

２　日常生活圏域の設定

（平成２６年４月現在）　　（単位：人）

日常生活圏域	地　　区	圏域人口	高齢者人口
岩村田・東地域	岩村田・小田井・平根・三井・志賀	27,840	6,436
中込・野沢地域	中込・平賀・内山・野沢・大沢	26,515	7,104
佐久中部地域	中佐都・高瀬・岸野・桜井・前山	15,825	4,061
臼田地域	臼　　田	13,975	4,525
浅科・望月地域	浅科・望月	15,841	5,157
計		99,996	27,283

日常生活圏域図



日常生活圏域ごとの事業所・施設の数

平成27年3月1日現在

日常生活圏域		岩村田・東	中込・野沢	佐久中部	臼田	浅科・望月	計
居宅サービス	訪問系事業所	23	12	7	14	9	65
	通所系事業所	13	12	10	8	13	56
	短期入所事業所	6	3	2	2	3	16
	居宅介護支援事業所	9	5	4	6	8	32
	小　計	51	32	23	30	33	169
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	2	0	1	2	1	6
	認知症対応型共同生活介護	2 (24)	1 (18)	1 (9)	1 (18)	1 (18)	6 (87)
	小規模多機能型居宅介護	1	1	1	1	1	5
	小　計	5 (24)	2 (18)	3 (9)	4 (18)	3 (18)	17 (87)
介護保険施設	介護老人福祉施設	2 (130)	1 (100)	1 (100)	2 (120)	2 (100)	8 (550)
	介護老人保健施設	2 (120)	1 (82)	1 (70)	1 (94)	0 (0)	5 (366)
	介護療養型医療施設	2 (52)	1 (20)	0 (0)	0 (0)	1 (20)	4 (92)
	小　計	6 (302)	3 (202)	2 (170)	3 (214)	3 (120)	17 (1,008)
合　計		62 (326)	37 (220)	28 (179)	37 (232)	39 (138)	203 (1,095)

・訪問系　：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション
・通所系　：通所介護、通所リハビリテーション
・短期入所：短期入所生活介護、短期入所療養介護
※（　）内は定員数

第２章　介　護　保　険

第１節　介護保険の状況

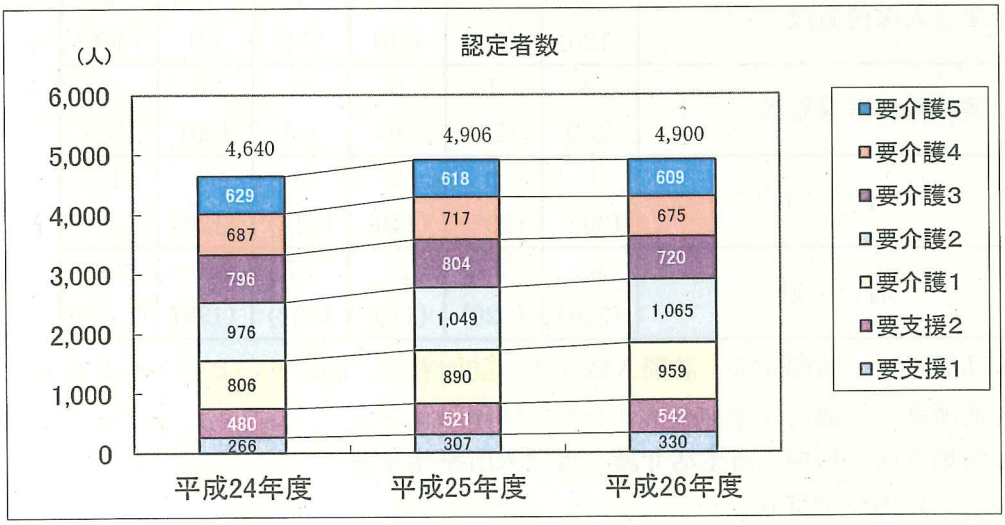
１　要介護・要支援認定者の状況

高齢化の進展、介護保険制度の定着により要介護・要支援認定者数は年々増加し、平成２６年９月末現在４，９００人となっています。そのうち、要支援認定者数は８７２人で前年比５．３％の増加であり、要介護認定者数は４，０２８人で前年比１．２％の減少となっています。

また、認定者の９５％程度が介護保険サービスを利用しており、５％が未利用の状況となっています。

●要介護度別認定者数（各年度９月末現在）　（単位：人）

介護度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度
要支援	746	828	872
要支援１	266	307	330
要支援２	480	521	542
要介護	3,894	4,078	4,028
要介護１	806	890	959
要介護２	976	1,049	1,065
要介護３	796	804	720
要介護４	687	717	675
要介護５	629	618	609
合　計	4,640	4,906	4,900



２　居宅サービスの状況（要介護１～５のサービス）

居宅サービスは、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、居宅療養管理指導、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売の１２種類のサービスがあります。

介護保険制度の定着とともに年々利用が増加しており、平成２５年度給付費の対前年度伸び率は２．０％となっています。

また、給付費全体の４７．５％を占め、その比率は依然高い傾向にあります。

（１）　訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護は、安定した在宅生活ができるよう支援をする在宅サービスの中心的なサービスで、４０事業所でサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ１３，１１７人が３８５，２９９回利用しており、一人当たりの平均利用回数は、２９．４回となっています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用回数	392, 317	385, 299	372, 486
延べ利用人数	12, 895	13, 117	12, 775



（２）　訪問入浴介護

訪問入浴介護は、入浴が困難な寝たきり高齢者の居宅へ入浴車等で訪問し、浴槽を提供して、入浴、洗髪等を行うもので、３事業所でサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ１，１２０人が４，４８０回利用しており、一人当たりの平均利用回数は４．０回となっています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用回数	4,638	4,480	4,382
延べ利用人数	1,120	1,120	1,056

（３）　訪問看護

訪問看護は、何らかの疾病のある介護認定者を看護師等が主治医の指示により訪問し、医療上の世話や診療の補助活動を行うサービスで、訪問看護ステーションと医療機関の１４事業所でサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ８，９２１人が３９，６７９回利用しており一人当たりの平均利用回数は４．４回となっています。

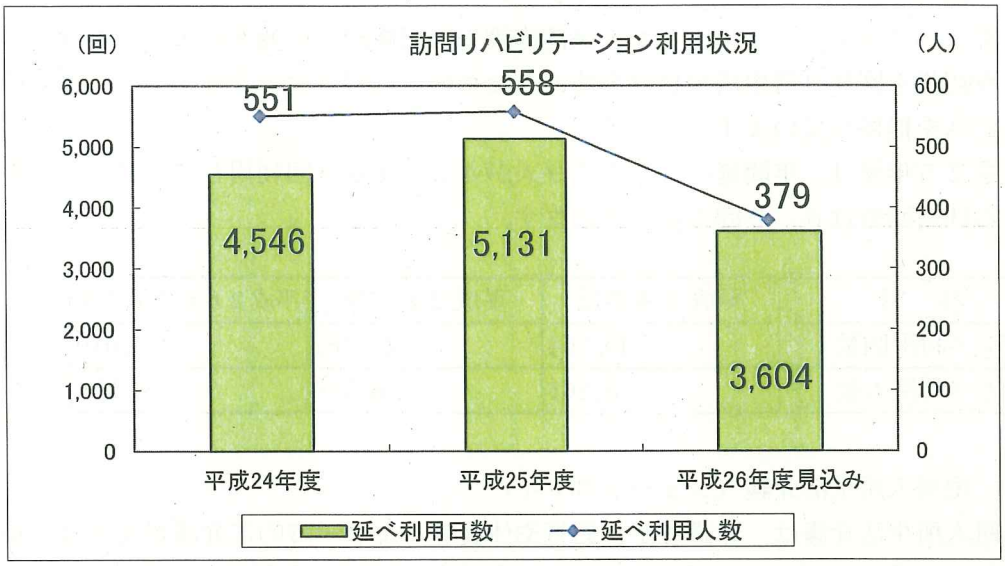
項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用回数	39,596	39,679	38,670
延べ利用人数	9,028	8,921	8,628

（４）　訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士、作業療法士が主治医の指示に基づき訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションで、８事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ５５８人が５，１３１日利用しており、一人当たりの平均利用日数は９．２日となっています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用日数	4,546	5,131	3,604
延べ利用人数	551	558	379

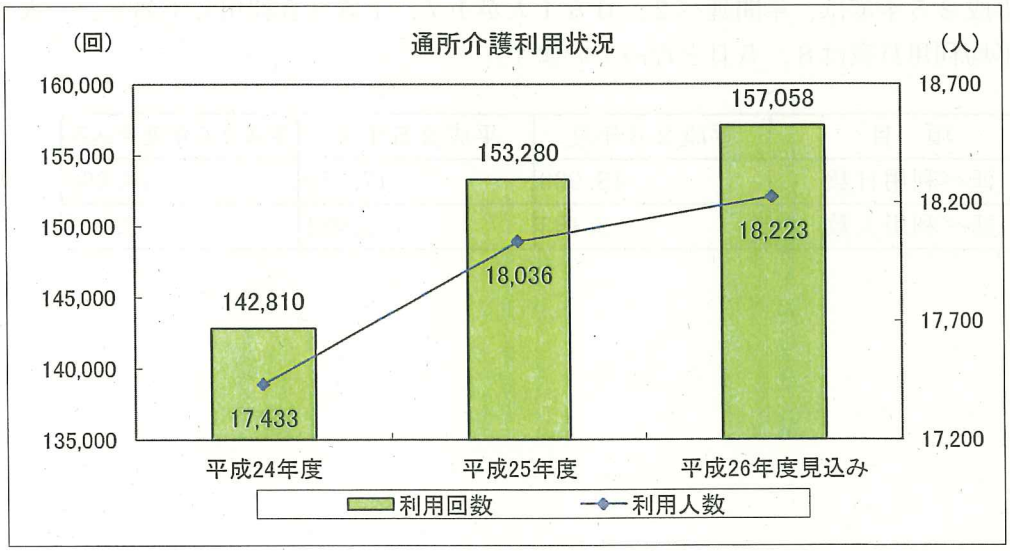


（５） 通所介護（デイサービス）

通所介護は、通所介護施設への送迎を行い、日帰りで食事、入浴などのサービスを提供し、生活の支援、心身の機能の維持向上、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るもので、訪問介護とともに居宅サービスの中心をなすサービスです。４９事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ１８，０３６人が１５３，２８０回利用しており、一人当たりの平均利用回数は８．５回となっています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用回数	142, 810	153, 280	157, 058
延べ利用人数	17, 433	18, 036	18, 223



（6） 通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーションは、老人保健施設や医療施設への通所により、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションで、７事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ６，１７９人が４２，４６９回利用しており、一人当たり平均利用回数は６．９回となっています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用回数	40,254	42,469	43,610
延べ利用人数	5,861	6,179	6,254

（7） 短期入所生活介護（ショートステイ）

短期入所生活介護は、介護者が、病気や休養等により一時的に介護ができない場合に、特別養護老人ホームに短期間入所し、介護生活支援を受けるサービスで、７事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ３，０５１人が２８，２３４日利用しており、一人当たり平均利用日数は９．３日となっています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用日数	27,400	28,234	27,246
延べ利用人数	2,886	3,051	3,010

（8） 短期入所療養介護（ショートステイ）

短期入所療養介護は、医学的な管理のもとに短期間入所して、機能訓練や療養介護を受けるサービスで、９事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ２，０８１人が１７，７５９日利用しており、一人当たり平均利用日数は８．５日となっています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用日数	18,930	17,759	16,806
延べ利用人数	2,183	2,081	2,011

（９） 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービスです。

平成２５年度は、年間延べ４，２５８人が利用しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	4,199	4,258	4,238

（１０） 特定施設入所者生活介護

特定施設入所者生活介護は、特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等が入所者である要介護者に提供する介護サービスです。

平成２５年度は、年間延べ４１４人が利用しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	375	414	377

（１１） 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、ベッドや車椅子等を貸与することにより在宅での日常生活動作が容易になることで自立度の向上や、介護者の負担軽減を図るためのサービスで、７事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ２０，５３８人が利用しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	19,610	20,538	20,398

（１２） 特定福祉用具販売

特定福祉用具販売は、要介護者の日常生活の利便性向上を図るため貸与に適さない排泄、入浴等に使用する福祉用具の購入費を年間１０万円を上限に支給するものです。（自己負担１割分を含む）

平成２５年度は、年間延べ３７５人が利用しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	396	375	342

3　地域密着型サービスの状況（要介護１～５のサービス）

地域密着型サービスは、平成１８年４月より施行された新たなサービス形態で、中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活が継続できるようにするため、原則として事業所所在市町村の住民が利用するサービスです。

夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と平成２４年４月からは、地域包括ケアシステムを推進するための一環として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と複合型サービスが新設され、８種類のサービスがあり、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護が利用されています。

平成２５年４月には、定員１８人の認知症対応型共同生活介護事業所が中込・野沢地域に開設しています。また、小規模多機能型居宅介護事業所は、平成２６年３月に佐久中部地域と臼田地域に、同年１２月に中込・野沢地域、平成２７年３月には浅科・望月地域に、それぞれ各１事業所ずつ、計４事業所を開設しています。

（１）　認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

認知症対応型通所介護は、認知症の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、通所施設に通い、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るもので、６事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ１，１１０人が、９，６３８回利用しており、一人当たり平均利用回数は８．７回となっています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用回数	11,328	9,638	10,284
延べ利用人数	1,296	1,110	1,135

（２）　認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症の高齢者に対して、共同住居で家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするもので、６事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は年間延べ９７８人が利用しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	761	978	998

（３） 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、居宅若しくはサービスの拠点への通所や短期間の宿泊により、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話や機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするサービスです。

登録された利用者（定員２５人以下）を対象に、通いを中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することで居宅における生活の継続を支援するもので、３事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は年間延べ２２３人が利用しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	231	223	413

（４） 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅で、入居者が要介護者と配偶者等に限られる介護専用型特定施設のうち、入居定員が２９人以下のものです。要介護者である入居者に入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言などの日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

（５） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員２９人以下の特別養護老人ホームです。居宅の生活への復帰を念頭において、入浴・排泄・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行い、要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めることを目指すものです。

（６） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス

平成２４年度介護保険制度改正で創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは、日中・夜間を通じて定期巡回と随時の対応による訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、「定期巡回型訪問」と「随時の対応」を行い、重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えることを目指すものです。

4　住宅改修の状況

住宅改修は、在宅での生活が困難とならないようケアマネジャーとの相談に基づき、住宅の手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修に対し、２０万円を上限に費用を支給するものです。（自己負担１割分を含む）

平成２５年度は、年間延べ２１９人が利用しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	206	219	151

5　居宅介護支援の状況

居宅介護支援は、利用者にケアプランの作成などケアマネジメントを実施するサービスで、３２事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ３２，８５７人が利用しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	32,091	32,857	32,465

6　施設サービスの状況（要介護１～５のサービス）

施設サービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の３種の施設で、身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅生活が困難な要介護認定者にサービス計画の作成から一体的に提供されるサービスです。

（１）　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、常時介護が必要な要介護認定者が入所する施設で、市内では８施設（合計定員５５０人）の特別養護老人ホームがサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ利用人員６，８３２人で月平均５６９人が利用しており、高齢化や独居高齢者の増加により入所希望者は増加しています。

なお、この施設は市外の入所者もいるため利用人員は市内の方のみの数値です。また、市内の方で市外の施設を利用している方を含みます。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	6,346	6,832	6,967

（２） 介護老人保健施設（老人保健施設）

介護老人保健施設は、心身の状態は安定しており、医学的管理下において看護・介護サービスや日常生活訓練などリハビリを必要とする要介護者を対象とする施設サービスで、市内には５施設定員３６６人の老人保健施設がサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ利用人員３，７６７人で月平均３１４人が利用しています。

なお、この施設は市外の入所者もいるため利用人員は市内の方のみの数値です。

また、市内の方で市外の施設を利用している方を含みます。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	3,536	3,767	3,878

（３） 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、急性期の治療が終了し、長期の療養を必要とする高齢者のための医療機関の病床で、医療、看護、介護のサービスを提供するもので、市内には４施設９２床がサービスの提供を行っています。

平成２５年度は、年間延べ利用人員９５２人で、月平均７９人が利用しています。

なお、この施設は市外の入所者もいるため利用人員は市内の方のみの数値です。

また、市内の方で市外の施設を利用している方を含みます。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	946	952	888

7　介護予防サービスの状況（要支援１・２のサービス）

介護予防サービスは、要支援１・２の認定者に提供するサービスで、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入所者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防住宅改修、介護予防支援があり、予防重視の目標指向型サービスとなっています。

（１）　介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護予防訪問介護は、要支援の方が利用可能な訪問介護で、ヘルパーによる在宅生活を支援するサービスで、４０事業所でサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ２，１２５人が利用しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	1,948	2,125	2,074

（２）　介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護は、要支援の方が利用可能な訪問入浴介護で、入浴が困難な方の居宅を訪問し、入浴車により入浴、洗髪等を行うもので、３事業所でサービスを提供しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	2	0	0

（３）　介護予防訪問看護

介護予防訪問看護は、要支援の方が利用可能な訪問看護で、何らかの疾病のある方を看護師等が主治医の指示により訪問し、医療上の世話や診療の補助活動を行うサービスで、訪問看護ステーションと医療機関の１４事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ５６８人が１，６６２回利用しており、一人当たり平均利用回数は２．９回となっております。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用回数	1,852	1,662	1,651
延べ利用人数	619	568	552

（４） 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーションは、要支援の方が利用可能な訪問リハビリテーションで、理学療法士、作業療法士が主治医の指示に基づき訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションで、８事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ４８人が５０８日利用しており、一人当たり平均利用回数は１０．６回となっております。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用回数	128	508	811
延べ利用人数	18	48	60

（５） 介護予防通所介護（デイサービス）

介護予防通所介護は、要支援の方が利用可能な通所介護で、通所介護施設への送迎を行い、日帰りで食事・入浴などのサービスを提供し、生活の支援や心身の機能の維持向上、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るもので、４９事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ３，６０１人が利用しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	3,169	3,601	3,991

（６） 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護予防通所リハビリテーションは、要支援の方が利用可能な通所リハビリテーションで、老人保健施設や医療施設へ通い、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションで、７事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ１，６３５人が利用しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	1,669	1,635	1,534

（７） 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護予防短期入所生活介護は、要支援の方が利用可能な短期入所生活介護で、介護者が病気や休養等により一時的に介護ができない場合に、特別養護老人ホームに短期間入所し介護生活支援を受けるサービスで、７事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ４９人が３０７日利用しており、一人当たり平均利用日数は６．３日となっております。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用日数	267	307	319
延べ利用人数	31	49	41

（８） 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護予防短期入所療養介護は、要支援の方が利用可能な短期入所療養介護で、医学的な管理のもとに短期間入所して、機能訓練や療養介護を受けるサービスで、９事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ９人が５３日利用しており、一人当たり平均利用日数は５．９日となっております。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用日数	24	53	96
延べ利用人数	7	9	12

（９） 介護予防居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導は、要支援の方が利用可能な居宅療養管理指導で、医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービスです。

平成２５年度は、年間延べ５９人が利用しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	57	59	113

（１０） 介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援の方が利用可能な特定施設入居者生活介護で、特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等が入所者である要支援者に提供する介護サービスです。

平成２５年度は、年間延べ２人が利用しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	0	2	12

（１１） 介護予防福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与は、要支援の方が利用可能な福祉用具の貸与制度で、在宅での日常生活動作が容易になることで自立度の向上や、介護者の負担軽減を図るため歩行補助杖と歩行器のみを貸与するサービスで、７事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ２，０２１人が利用しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	1,836	2,021	2,376

（１２） 介護予防特定福祉用具販売

介護予防特定福祉用具販売は、要支援の方が利用可能な特定福祉用具販売で、要支援者の日常生活の利便性向上を図るため貸与に適さない排泄、入浴等に使用する福祉用具の購入費を年間１０万円を上限に支給するものです。（自己負担１割分を含む）

平成２５年度は、年間延べ９４人が利用しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	76	94	80

（１３） 介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

介護予防認知症対応型通所介護は、要支援の方が利用可能な認知症対応型通所介護で、認知症の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、通所施設に通い、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るもので、６事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ２９人が１８３回利用しており、一人当たり平均利用日数は６．３日となっております。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用回数	136	183	187
延べ利用人数	22	29	31

（１４）　介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援の方が利用可能な認知症対応型共同生活介護で、認知症の高齢者に対して、共同住居で家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。平成２５年４月には定員１８人の認知症対応型共同生活介護事業所が中込・野沢地域に開設しています。

平成２４、２５、２６年度の利用者はありません。

（１５）　介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護は、要支援の方が利用可能な小規模多機能型居宅介護で、居宅若しくはサービスの拠点への通所や短期間宿泊により、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話や機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。平成２６年３月に小規模多機能型居宅介護事業所が佐久中部地区と臼田地区にそれぞれ開設し、３事業所がサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ３０人が利用しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	45	30	84

（１６）　介護予防住宅改修

介護予防住宅改修は、要支援の方が利用可能な住宅の改修で、在宅での生活が困難とならないようケアマネジャーとの相談に基づき、住宅内の通路の手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修に対し、２０万円を上限に費用を支給するものです。（自己負担１割分を含む）

平成２５年度は、年間延べ６０人が利用しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	57	60	93

（１７）　介護予防支援

介護予防支援は、要支援の利用者にケアプラン作成などのケアマネジメントを実施するサービスで、市内５箇所の地域包括支援センターでサービスを提供しています。

平成２５年度は、年間延べ７，７０２人が利用しています。

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
延べ利用人数	7,278	7,702	8,148

8　介護保険給付費の状況

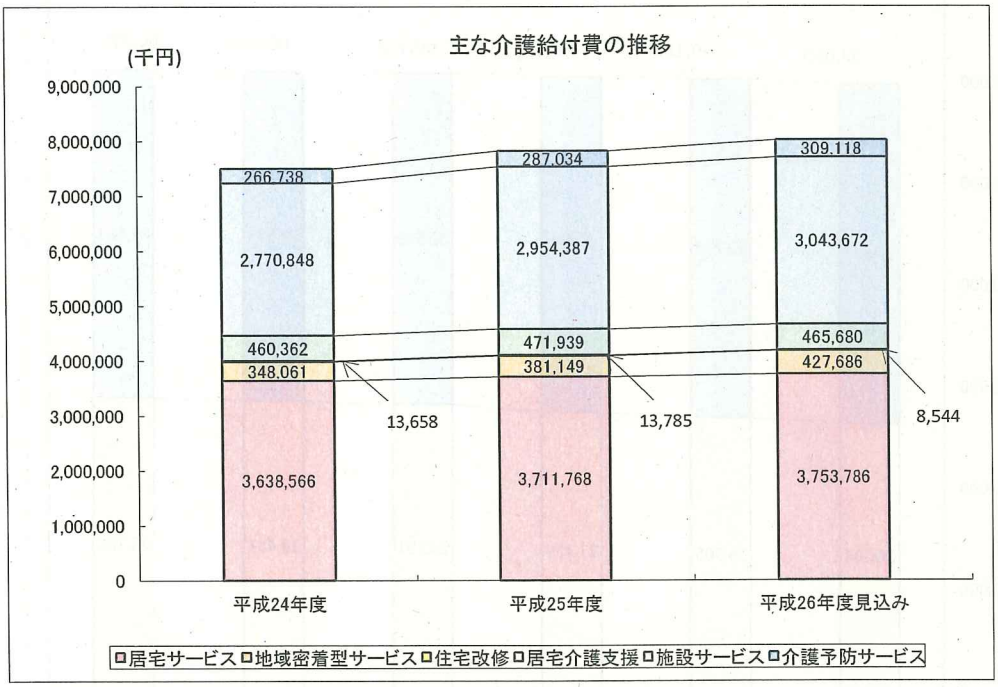
介護保険給付費は、平成２４年度が７，４９８，２３３千円、平成２５年度が７，８２０，０６２千円となっており、前年度比４．３％の増加となっています。

平成２６年度は、８，００８，４８６千円と見込んでいます。

介護保険給付費

（単位：千円）

項　目	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度見込み
居宅サービス	3,638,566	3,711,768	3,753,786
地域密着型サービス	348,061	381,149	427,686
住宅改修	13,658	13,785	8,544
居宅介護支援	460,362	471,939	465,680
施設サービス	2,770,848	2,954,387	3,043,672
介護予防サービス	266,738	287,034	309,118
計	7,498,233	7,820,062	8,008,486



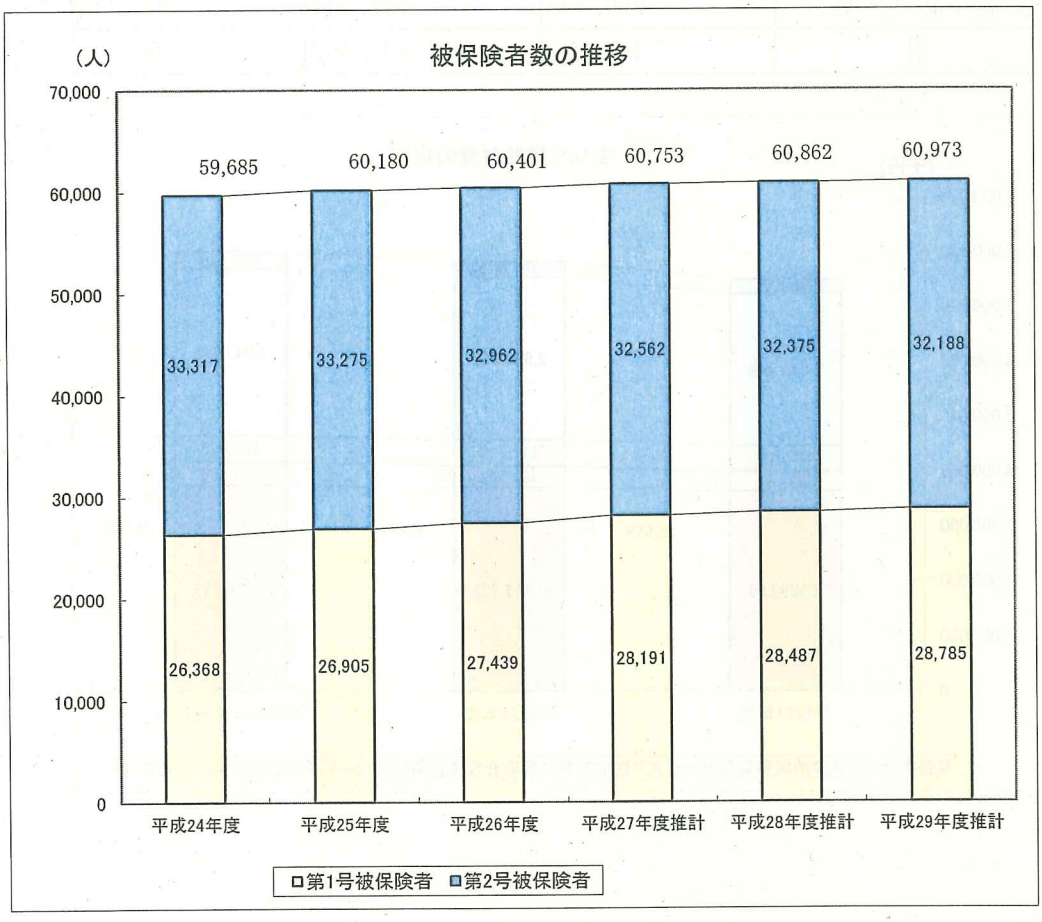
第２節　介護保険指標の見通し

１　被保険者の見通し

本市における被保険者数の見通しは、平成２６年度６０，４０１人、平成２７年度６０，７５３人、平成２８年度６０，８６２人、平成２９年度６０，９７３人で、平成２６年度と平成２９年度との比較で０．９５％増加すると予測されます。

また、第１号被保険者（６５歳以上）数においては、平成２６年度２７，４３９人、平成２７年度２８，１９１人、平成２８年度２８，４８７人、平成２９年度２８，７８５人で、平成２６年度と平成２９年度との比較で４．９％増加すると予測されます。

第２号被保険者（４０歳～６４歳）数は、平成２６年度３２，９６２人、平成２７年度３２，５６２人、平成２８年度３２，３７５人、平成２９年度３２，１８８人と予測されます。



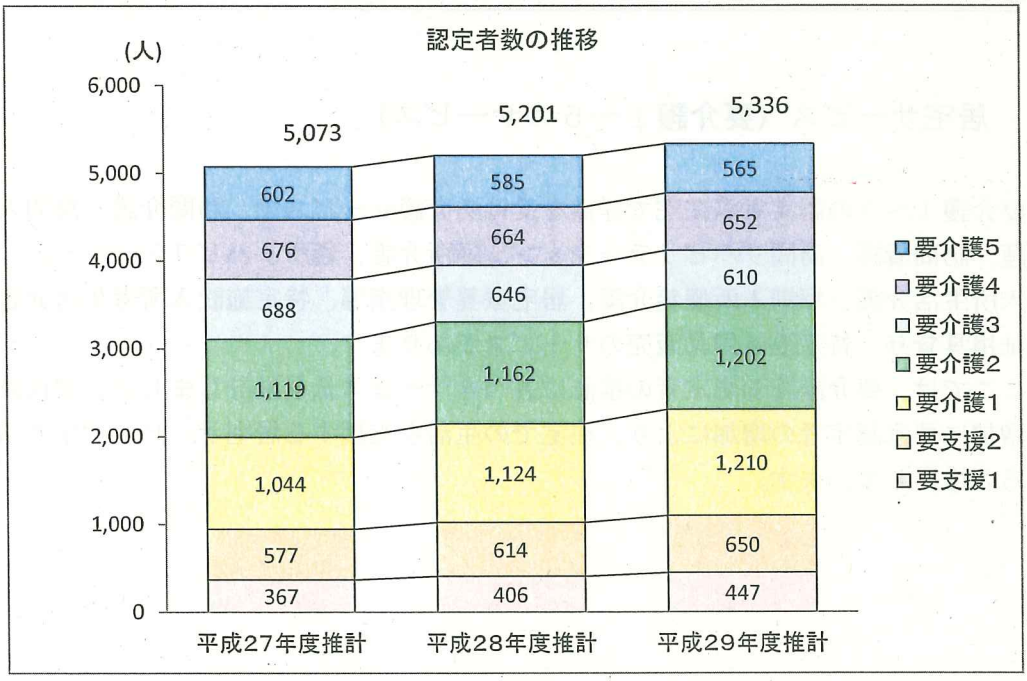
資料：推計値は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25(2013)年3月推計）」

２　要介護・要支援認定者の見通し

本市における要介護・要支援認定者の見通しについては、被保険者数の推計に、平成２４年度及び平成２６年度認定者数実績から算出した認定率を推計し、それを用いることで要介護・要支援認定者数を介護度別に推計します。平成２６年度の認定者数４，９００人、平成２７年度５，０７３人、平成２８年度５，２０１人、平成２９年度５，３３６人で、平成２６年度と平成２９年度との比較で８．９％増加すると予測されます。

（単位：人）

介護度	平成２６年度	平成２７年度推計	平成２８年度推計	平成２９年度推計
要支援	872	944	1,020	1,097
要支援１	330	367	406	447
要支援２	542	577	614	650
要介護	4,028	4,129	4,181	4,239
要介護１	959	1,044	1,124	1,210
要介護２	1,065	1,119	1,162	1,202
要介護３	720	688	646	610
要介護４	675	676	664	652
要介護５	609	602	585	565
合計	4,900	5,073	5,201	5,336



第３節　介護保険サービス必要量の見込み

介護保険サービス必要量の見込みは、第６期介護保険事業計画の事業期間内において、必要とされる介護保険サービスの種類ごとの目標年度までの必要量を推計するものです。

介護保険サービス体系

認　定　者	
要介護１～５	要支援１・２

介護給付	予防給付
○居宅サービス	○介護予防サービス
○地域密着型サービス	○地域密着型介護予防サービス
○住宅改修	○介護予防住宅改修
○居宅介護支援	○介護予防支援
○施設サービス	○日常生活支援総合事業

１　居宅サービス（要介護１～５のサービス）

要介護１～５の認定者が在宅で提供を受ける介護サービスで、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売のサービスがあります。

ここでは、要介護度別認定者の推計に基づきサービス量を推計しました。被保険者の増加に伴う認定者の増加により、在宅での生活を支援する居宅サービスは年々増加すると推計しています。

（１）　訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護は、安定した在宅生活ができるよう支援をする在宅サービスの中心的なサービスです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ１２，３１２人が３５０，５０５回利用し、一人当たり平均利用回数は２８．５回と推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用回数	373,909	357,186	350,505
延べ利用人数	12,768	12,420	12,312

（２）　訪問入浴介護

訪問入浴介護は、入浴が困難な寝たきり高齢者の居宅へ入浴車等で訪問し、浴槽を提供して、入浴、洗髪等を行うサービスです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ９００人が４，７００回利用し、一人当たり平均利用回数は５．２回と推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用回数	4,754	4,638	4,700
延べ利用人数	1,032	948	900

（３）　訪問看護

訪問看護は、何らかの疾病のある介護認定者を看護師等が主治医の指示により訪問し、医療上の世話や診療の補助活動を行うサービスです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ８，８３２人が４０，８８５回利用し、一人当たり平均利用回数は４．６回と推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用回数	39,966	40,625	40,885
延べ利用人数	8,628	8,808	8,832

（4） 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士、作業療法士が主治医の指示に基づき訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ４３２人が３，４０６日利用し、一人当たり平均利用日数は７．９日と推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用日数	4,117	3,905	3,406
延べ利用人数	468	456	432

（5） 通所介護（デイサービス）

通所介護は、通所介護施設への送迎を行い、日帰りで食事、入浴などのサービスを提供し、生活の支援、心身の機能の維持向上、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

平成２９年度必要量は、年間延べ２０，３５２人が２０２，８７３回利用し、一人当たり平均利用回数は１０．０回と推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用回数	177,193	188,377	202,873
延べ利用人数	19,104	19,572	20,352

（6） 通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーションは、老人保健施設や医療施設へ通い、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ７，３３２人が６１，３２１回利用し、一人当たり平均利用回数は８．４回と推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用回数	49,813	54,745	61,321
延べ利用人数	6,672	6,936	7,332

（７） 短期入所生活介護（ショートステイ）

短期入所生活介護は、介護者が、病気や休養等により一時的に介護が出来ない場合に、特別養護老人ホームに短期間入所し、介護生活支援を受けるサービスです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ３，１４４人が２７，７１４日利用し、一人当たり平均利用日数は８．８日と推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用日数	27,442	27,186	27,714
延べ利用人数	3,060	3,072	3,144

（８） 短期入所療養介護（ショートステイ）

短期入所療養介護は、医学的な管理のもとに短期間入所して、機能訓練や療養介護を受けるサービスです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ１，８３６人が１５，１９３日利用すると予測し、一人当たり平均利用回数は８．３日と推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用日数	16,468	15,529	15,193
延べ利用人数	1,980	1,884	1,836

（９） 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービスです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ４，２４８人が利用すると推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	4,392	4,260	4,248

（１０） 特定施設入所者生活介護

特定施設入所者生活介護は、特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等が入所者である要介護者に提供する介護サービスです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ４８０人が利用すると推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	468	468	480

（１１）　福祉用具貸与

福祉用具貸与は、ベッドや車椅子等を貸与することにより、在宅での日常生活動作が容易になることで自立度の向上や、介護者の負担軽減を図るためのサービスです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ２２，４７６人が利用すると推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	21,336	21,672	22,476

（１２）　特定福祉用具販売

特定福祉用具販売は、要介護者の日常生活の利便性向上を図るため貸与に適さない排泄、入浴等に使用する福祉用具の購入費を年間１０万円を上限に支給するものです。（自己負担１割分を含む）

平成２９年度の必要量は、年間延べ３００人が利用すると推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	348	324	300

２　地域密着型サービス（要介護１～５のサービス）

地域密着型サービスは、中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活が継続できるようにするため、原則として事業所所在地の市町村の住民が利用するサービスです。

夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と、平成２４年４月からは、地域包括ケアシステムを推進するための一環として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と複合型サービスが新設されましたので、８種類のサービスとなり、本市では認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護が利用されています。

また、現在長野県が指定している定員１８名以下の通所介護（デイサービス）は、平成２８年度以降、市の指定する地域密着型サービスとなる予定です。地域密着型サービスは、要介護認定者の増加及び小規模多機能型居宅介護の整備により、年々増加すると推計しています。

（１）　認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

認知症対応型通所介護は、認知症の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、通所施設に通い、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ９９６人が１０，１１８回利用し、一人当たり平均利用回数は１０．２回と推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用回数	10,112	9,953	10,118
延べ利用人数	1,080	1,020	996

（２）　認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症の高齢者に対して、共同住居で家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ１，０６８人が利用すると推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	1,044	1,056	1,068

（３）　小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、居宅若しくはサービスの拠点への通所や短期間の宿泊により、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話や機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするサービスです。

平成２９年度必要量は、年間延べ７４４人が利用すると推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	516	624	744

（４）　地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅で、入居者が要介護者と配偶者等に限られる介護専用型特定施設のうち、入居定員が２９人以下のもので、要介護者である入居者に、入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言などの日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

（５）　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員２９人以下の特別養護老人ホームです。居宅の生活への復帰を念頭において、入浴・排泄・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行い、要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めることを目指すものです。

（６）　定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス

平成２４年度介護保険制度改正で創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは、日中・夜間を通じて定期巡回と随時の対応による訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、「定期巡回型訪問」と「随時の対応」を行い、重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えることを目指すものです。

3　住宅改修

住宅改修は、在宅での生活が困難とならないようケアマネジャーとの相談に基づき、住宅内の手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修に対し、２０万円を上限に費用を支給するものです。（自己負担１割分を含む）

平成２９年度の必要量は、年間延べ２２８人が利用すると推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	180	168	228

4　居宅介護支援

居宅介護支援は、利用者にケアプランの作成などケアマネジメントを実施するサービスです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ３４，６０８人が利用すると推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	33,804	33,936	34,608

5　施設サービス（要介護１～５のサービス）

施設サービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の３種の施設で、身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅生活が困難な要介護認定者にサービス計画の作成から一体的に提供されるものです。

（１）　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、常時介護が必要な要介護認定者が入所する特別養護老人ホームです。

平成２８年度中に、広域型介護老人福祉施設の５０床を増床する予定です。平成２９年度の必要量は、年間延べ７，７５６人が利用すると推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	7,236	7,752	7,756

（２） 介護老人保健施設（老人保健施設）

介護老人保健施設は、心身の状態は安定しており、医学的管理下において看護・介護サービスや日常生活訓練などリハビリを必要とする要介護者を対象とする施設サービスです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ４，１４０人と推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	4,008	4,068	4,140

（３） 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、急性期の治療が終了し、長期の療養を必要とする高齢者のための医療機関の病床で、医療、看護、介護のサービスを提供するものです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ９７２人が利用すると推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	948	960	972

6　介護予防サービス（要支援１・２のサービス）

介護予防サービスは、要支援１・２の認定者に提供するサービスで、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入所者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防住宅改修、介護予防支援があり、予防重視の目標指向型サービスとなっています。介護予防訪問介護、介護予防通所介護につきましては、平成２８年度より地域支援事業へ移行する予定です。

（１）　介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護予防訪問介護は、支援の方が利用可能な訪問介護で、ヘルパーによる在宅生活を支援するサービスです。

平成２８年度中(予定)に、介護予防給付から地域支援事業へ移行しますので利用人数の推計は減少となります。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	2,220	1,632	744

（２）　介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護は、要支援の方が利用可能な訪問入浴介護で、入浴が困難な方の居宅を訪問し、入浴車により入浴、洗髪等を行うサービスです。

介護予防における入浴サービスは、通所介護において入浴する利用者が多く、本サービスは利用者が少ない状況です。

（３）　介護予防訪問看護

介護予防訪問看護は、要支援の方が利用可能な訪問看護で、何らかの疾病のある方を看護師等が主治医の指示により訪問し、医療上の世話や診療の補助活動を行うサービスです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ５６４人が１，３８２回利用し、一人当たり平均利用回数は２．５回と推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用回数	1,876	1,667	1,382
延べ利用人数	624	600	564

（4） 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーションは、要支援の方が利用可能な訪問リハビリテーションで、理学療法士、作業療法士が主治医の指示に基づき訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ１４８人が１，４９３回利用し、一人当たり平均利用回数は１０．１日と推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用日数	558	913	1,493
延べ利用人数	87	114	148

（5） 介護予防通所介護（デイサービス）

介護予防通所介護は、要支援の方が利用可能な通所介護で、通所介護施設への送迎を行い、日帰りで食事・入浴などのサービスを提供し、生活の支援や心身の機能の維持向上、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

平成２８年度中(予定）に、介護予防給付から地域支援事業へ移行しますので利用人数の推計は減少となります。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	4,776	3,816	1,896

（6） 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護予防通所リハビリテーションは、要支援の方が利用可能な通所リハビリテーションで、老人保健施設や医療施設へ通い、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ１，８９６人が利用すると推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	1,650	1,769	1,896

（７） 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護予防短期入所生活介護は、要支援の方が利用可能な短期入所生活介護で、介護者が病気や休養等により一時的に介護ができない場合に、特別養護老人ホームに短期間入所し介護生活支援を受けるサービスです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ８６人が５９８日利用し、一人当たり平均利用日数は７．０日と推計されます。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用日数	409	494	598
延べ利用人数	55	69	86

（８） 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護予防短期入所療養介護は、要支援の方が利用可能な短期入所療養介護で、医学的な管理のもとに短期間入所して、機能訓練や療養介護を受けるサービスです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ１６人が１１２日利用し、一人当たり平均利用回数は７．０日と推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用日数	112	112	112
延べ利用人数	16	16	16

（９） 介護予防居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導は、要支援の方が利用可能な居宅療養管理指導で、医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービスです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ１９６人が利用すると推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	140	166	196

（１０）　介護予防特定施設入所者生活介護

介護予防特定施設入所者生活介護は、要支援の方が利用可能な特定施設入所者生活介護で、特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等が入所者である要支援者に提供する介護サービスです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ７人が利用すると推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	10	8	7

（１１）　介護予防福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与は、要支援の方が利用可能な福祉用具の貸与制度で、在宅での日常生活動作が容易になることで自立度の向上や、介護者の負担軽減を図るため歩行補助杖と歩行器のみを貸与するサービスです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ３，９２４人が利用すると推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	2,964	3,432	3,924

（１２）　介護予防特定福祉用具販売

介護予防特定福祉用具販売は、要支援の方が利用可能な特定福祉用具販売で、要支援者の日常生活の利便性向上を図るため貸与に適さない排泄、入浴等に使用する福祉用具の購入費を年間１０万円を上限に支給するものです。（自己負担１割分を含む）

平成２９年度の必要量は、年間延べ６０人が利用すると推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	72	60	60

（１３） 介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

介護予防認知症対応型通所介護は、要支援の方が利用可能な認知症対応型通所介護で、認知症の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、通所施設に通い、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ４８人が２５１回利用し、一人当たり平均利用回数は５．２回と推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用回数	202	226	251
延べ利用人数	36	36	48

（１４） 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援の方が利用可能な認知症対応型共同生活介護で、認知症の高齢者に対して、共同住居で家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするもので、現在、要支援のサービス利用者はありません。

（１５） 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護は、要支援の方が利用可能な小規模多機能型居宅介護で、居宅若しくはサービスの拠点への通所や短期間宿泊により、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話や機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ２９１人利用すると推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	134	197	291

（１６）介護予防住宅改修

介護予防住宅改修は、要支援の方が利用可能な住宅の改修制度で、在宅での生活が困難とならないようケアマネジャーとの相談に基づき、住宅内の手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修に対し、２０万円を上限に費用を支給するものです。（自己負担１割分を含む）

平成２９年度の必要量は、年間延べ１２４人が利用すると推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	96	109	124

（１７）介護予防支援

介護予防支援は、要支援の利用者にケアプラン作成などのケアマネジメントを実施するサービスです。

平成２９年度の必要量は、年間延べ６，２９７人が利用すると推計しています。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数	8,996	6,297	6,297

7　療養病床の転換の状況

療養病床の再編に伴い、医療の必要性の高い方は引続き医療療養病床で対応し、医療よりむしろ介護を要する方が利用していた介護療養病床は、当初、平成２３年度をもって廃止の予定でしたが、廃止猶予期間が平成２９年度まで延期されました。

その後、厚生労働省は、たん吸引などの医療処置や終末期ケアに重点的に取り組む方向に役割を変えて存続させる方針を示しています。

第４節　介護保険料

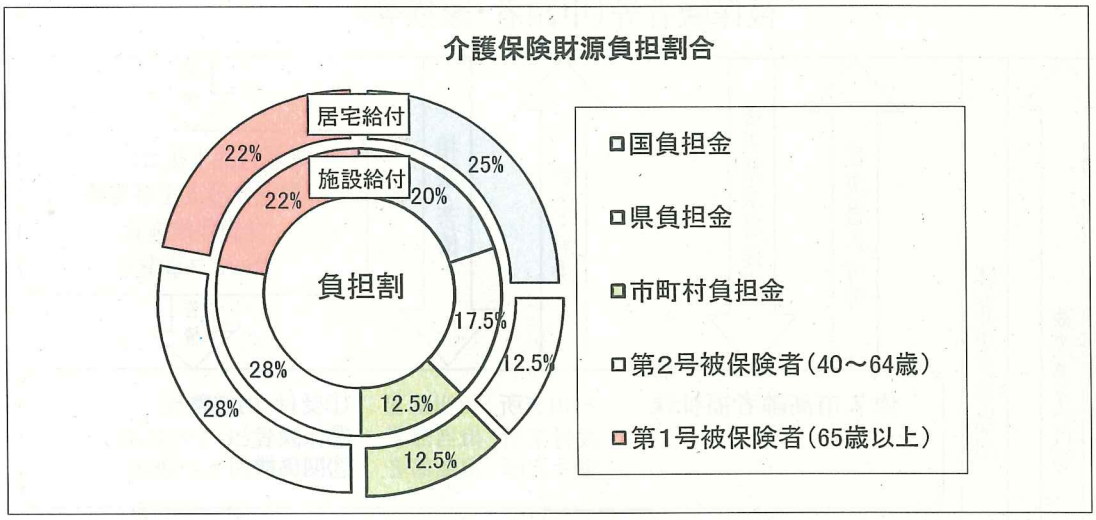
１　介護保険料

介護保険給付費の財源の負担割合は、国２５％（施設給付費分は２０％）、県１２．５％（施設給付費分は１７．５％）、市町村１２．５％、４０～６４歳までの第２号被保険者２８％、６５歳以上の第１号被保険者２２％の負担率となっています。

なお、国が負担する２５％のうち５％の部分は調整交付金として取り扱われ、第１号被保険者の年齢構成および所得水準に応じた率により調整し交付されます。

第１号被保険者の介護保険料は、平成２７年度から平成２９年度の３か年の介護保険給付費の見込額と地域支援事業の介護保険負担額等と第１号被保険者数により算定し、基準額は月額（※介護報酬等が確定しないため、現在のところ未定です。）円とします。

また保険料の段階については、多段階設定など、国が「被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設定をお願いする」との考え方を示していることから、９段階（予定）とします。



給付費の見込み

（単位：千円）

項　　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
居宅サービス給付費	3,757,996	3,778,065	3,894,678
地域密着型サービス給付費	437,959	451,505	471,726
住宅改修給付費	9,872	8,553	8,071
居宅介護支援給付費	467,114	463,944	469,542
施設サービス給付費	3,028,265	3,165,824	3,187,099
介護予防サービス給付費	357,388	328,779	270,084
計	8,058,594	8,196,670	8,301,200

第５節　その他の介護保険事業

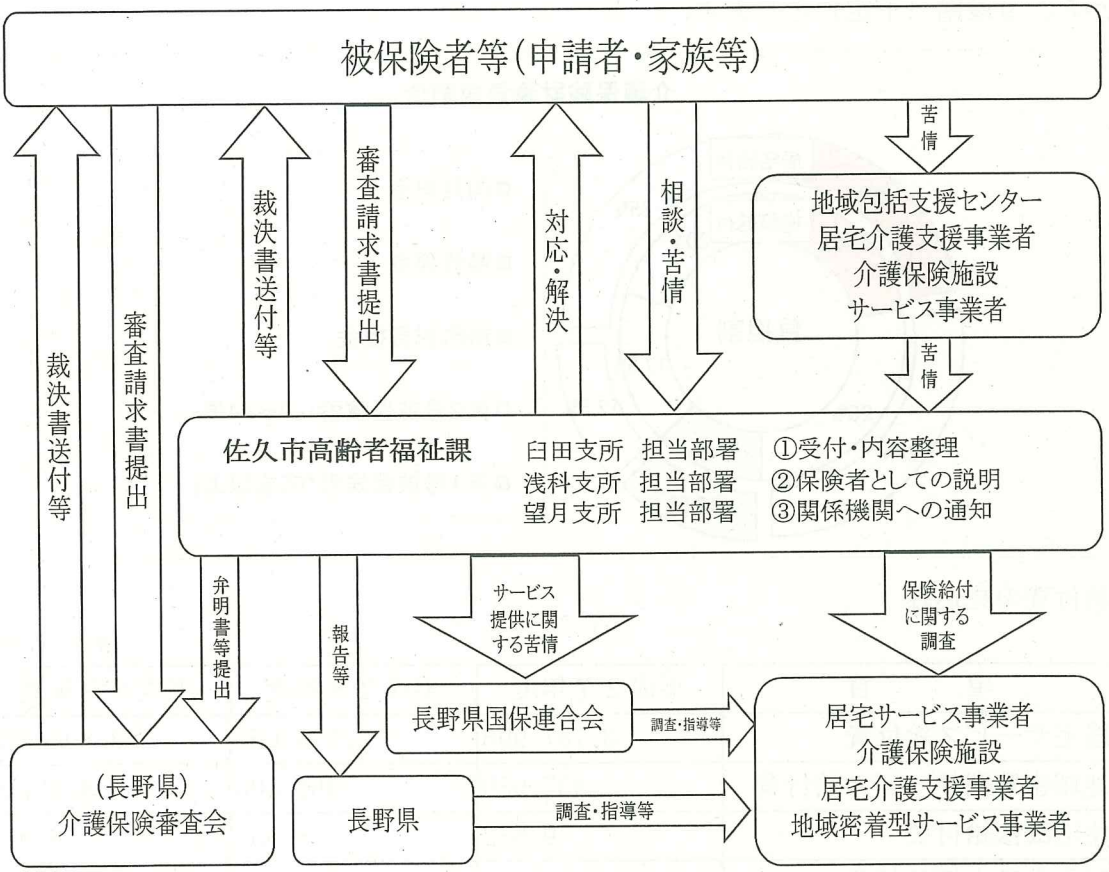
１　相談・苦情対応

介護保険制度の定着とともに利用者も増加し、介護保険サービスに関する相談、保険料や自己負担額に関する苦情などに対応する、相談業務の重要性が高まっています。

相談内容は、多様かつ複雑であり、予防から給付まで関連する場合が多いため、保健・医療・福祉・介護保険が一体的に相談できる体制を整備し、相談業務の充実を進めています。

介護保険に関する苦情については、相談業務と同様の窓口で受け付け、その内容に応じて長野県や長野県国民健康保険団体連合会と連携をとりながら、速やかに対応しています。

＜処理手順＞



2　経済的負担の軽減

介護保険サービスを利用する場合に経済的な負担により利用ができなくなることをなくすため、各種の負担軽減制度が設けられています。

（1）　高額介護サービス費

１ヵ月に支払った介護（介護予防）サービス費用の利用者負担の合計が、所得段階に応じた一定の上限額を超えた場合、超過分の負担額を申請により払い戻す制度です。対象となる利用者負担は、介護（介護予防）サービス費用の１割負担（一定以上所得者の場合、２割負担（平成２７年８月施行））に限られます。一度申請をすればそれ以後自動的に払い戻され、利用者の申請手続きの負担軽減も図られています。

（2）　高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の一部負担金等の合計額が高額となった場合、高額医療合算介護（介護予防）サービス費・高額介護合算療養費が支給される制度です。１年間の介護保険と医療保険のなお残る負担額を、７月末日時点での医療保険世帯で合算し、所得区分に応じて限度額を超えた分が払い戻されます。

（3）　補足給付（特定入所者介護サービス費）

平成１７年１０月より施設での食費及び居住費が利用者負担となりましたが、本制度が創設され、所得段階に応じた利用者負担限度額が設けられています。

負担限度額を超えた費用を介護保険で給付する制度で、施設利用者への低所得者対策の根幹となっています。

（4）　社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減事業

都道府県に軽減を申し出た社会福祉法人等が運営主体となっている訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、夜間対応型訪問介護の各サービスについて利用者負担が軽減されるもので、市が低所得であると認定した方及び生活保護受給者が対象となります。

生活保護の被保護者については短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設の個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ、全額軽減の対象となります。

（5）　佐久市介護保険利用者負担援護事業（市単独事業）

市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者、生活保護法に規定する要保護と同等の生活水準である利用者に、利用者負担額の３割を援護金として支給するもので、低所得者の負担軽減制度の一翼を担っています。

３　地域密着型サービス事業者指定及び更新

市内には、認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）が６事業所、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が６事業所あります。また、小規模多機能型居宅介護については、これまで市内に１事業所のみであったものを、平成２５年度から２６年度にかけて、５圏域すべてに整備・指定をしました。

今後、地域密着型サービス事業者の指定については、サービス提供状況を勘案しつつ適正な指定を進めます。また、事業所の指定更新についても適正に行います。

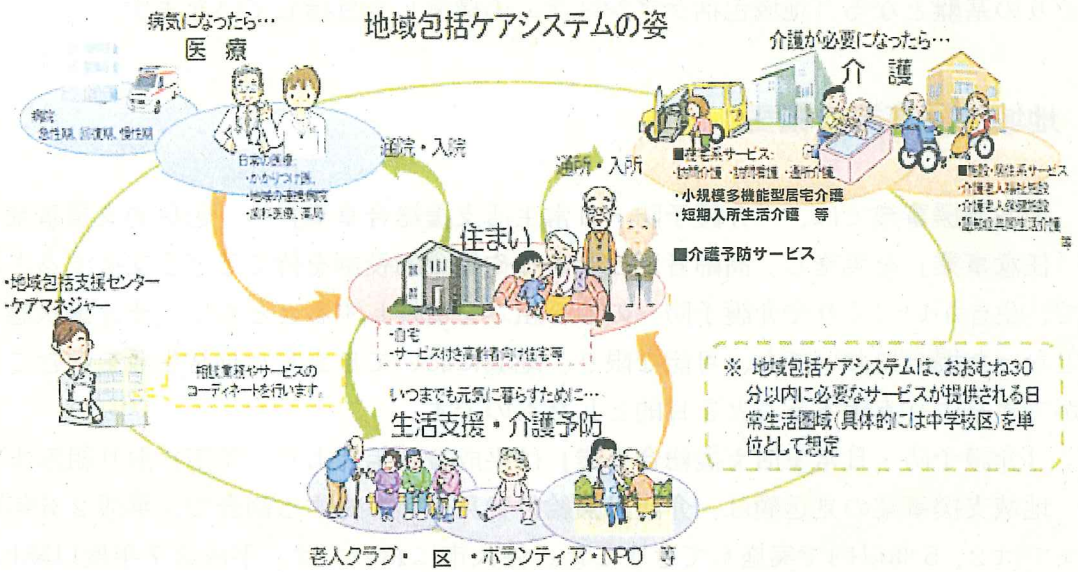
第３章　地　域　支　援

第１節　地域包括ケアシステムの構築

超高齢社会が進行する中、高齢者の尊厳、個別性の尊重を基本に、自立支援を行いながらできる限り住み慣れた地域で、在宅を基本とした生活の継続を支援することを目指して、高齢者サービス全体の量的拡充を図る必要があります。

また、単独・夫婦のみ世帯の増加、認知症を有する高齢者の増加、医療と介護の双方を要する高齢者の増加など、高齢者の状態像の変化を踏まえた地域でのサービスシステムの機能強化が不可欠です。

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、地域包括支援センター、地域別包括ケア委員会、認知症対策、在宅医療と介護、介護予防、生活支援を柱に地域包括ケアシステムを構築していきます。



１.地域包括支援センターの運営強化

＊高齢者の相談・支援の拠点
＊介護予防ケアマネジメント
＊地域別包括ケア委員会運営
＊虐待や困難ケースへの早期対応・支援

２.地域別包括ケア委員会の充実

＊生活圏域ごとに、高齢者を支える市民や多様な団体による委員会
＊高齢者支援を視点に地域づくりを行う

３.認知症施策の推進

＊認知症サポーター養成講座
＊認知症地域支援推進員配置
＊認知症初期集中支援チームの設置
＊徘徊高齢者の見守り体制

４.在宅医療・介護の連携体制の推進

＊医療介護連携推進協議会
＊医療・介護関係機関の連携
＊在宅医療・介護に関する市民啓発
＊２４時間対応の在宅医療提供体制

５.介護予防の推進

＊介護予防・生活支援サービス事業
＊一般高齢者施策
＊その他施策

６.多様な生活支援サービスの体制整備

＊生活支援コーディネーターの配置

第２節　地域支援事業の状況及び見込み

介護保険法の一部改正により、これまで給付費で対応してきた介護認定要支援１・２の方が利用する通所介護と訪問介護が地域支援事業に移行となり、これまで以上に地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた高齢者支援を構築していくこととなりました。

佐久市では、これまで実施してきた二次予防高齢者施策と一般高齢者施策を基盤に事業化を図り「介護予防・日常生活支援総合事業」に取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で生きがいや役割をもって、安心して生活を継続するためには、市民自身が自主的な活動をし、支える仕組みを構築することが地域づくりの視点からも重要となってきます。

地域包括支援センターを中心に介護、医療、生活支援、介護予防を柱に地域づくりの基盤となる「地域包括ケアシステムの構築」を目指していきます。

１　地域支援事業の概要

地域支援事業では、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」を実施し、高齢者が社会参加や社会的役割を持てるよう支援することで、生きがいづくりや介護予防への取り組みを後押しするとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としたものです。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は平成２８年度より（予定）取り組みます。

地域支援事業の見込額は、介護保険給付費見込額に対する割合で、平成２６年度までは２．５％以内で実施してきました。佐久市においては、平成２７年度以降は、介護支援１・２の方の利用する通所介護及び訪問介護の事業移行と地域包括ケアシステムの構築を考慮し、地域支援事業費を給付見込み額の５％以内としています。

要介護状態等にない高齢者の皆さんに、一人でも多く参加していただき、目的が達成できるよう、関係機関や他方面の組織と連携を密にし、時代のニーズに対応した事業を展開していきます。

地域支援事業　　（単位：千円）

区　　分	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度
介護保険給付費見込額	8,006,830	8,251,125	8,596,203
地域支援事業の率（%）	2.5%	2.4%	2.4%
地域支援事業の見込額	202,423	201,799	204,819
地域支援事業の費用額	199,314	201,250	230,230
介護予防事業	92,358	91,805	83,824
包括的支援事業	86,600	87,183	93,302
任意事業	20,356	22,262	26,104

区　　分	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
介護保険給付費見込額	8,602,687	8,746,573	8,882,201
地域支援事業の率（%）	2.4%	4.4%	4.9%
地域支援事業の見込額	209,345	385,382	434,894
介護予防事業（総合事業）	83,824	232,361	281,873
包括的支援事業	103,481	130,981	130,981
任意事業	22,040	22,040	22,040

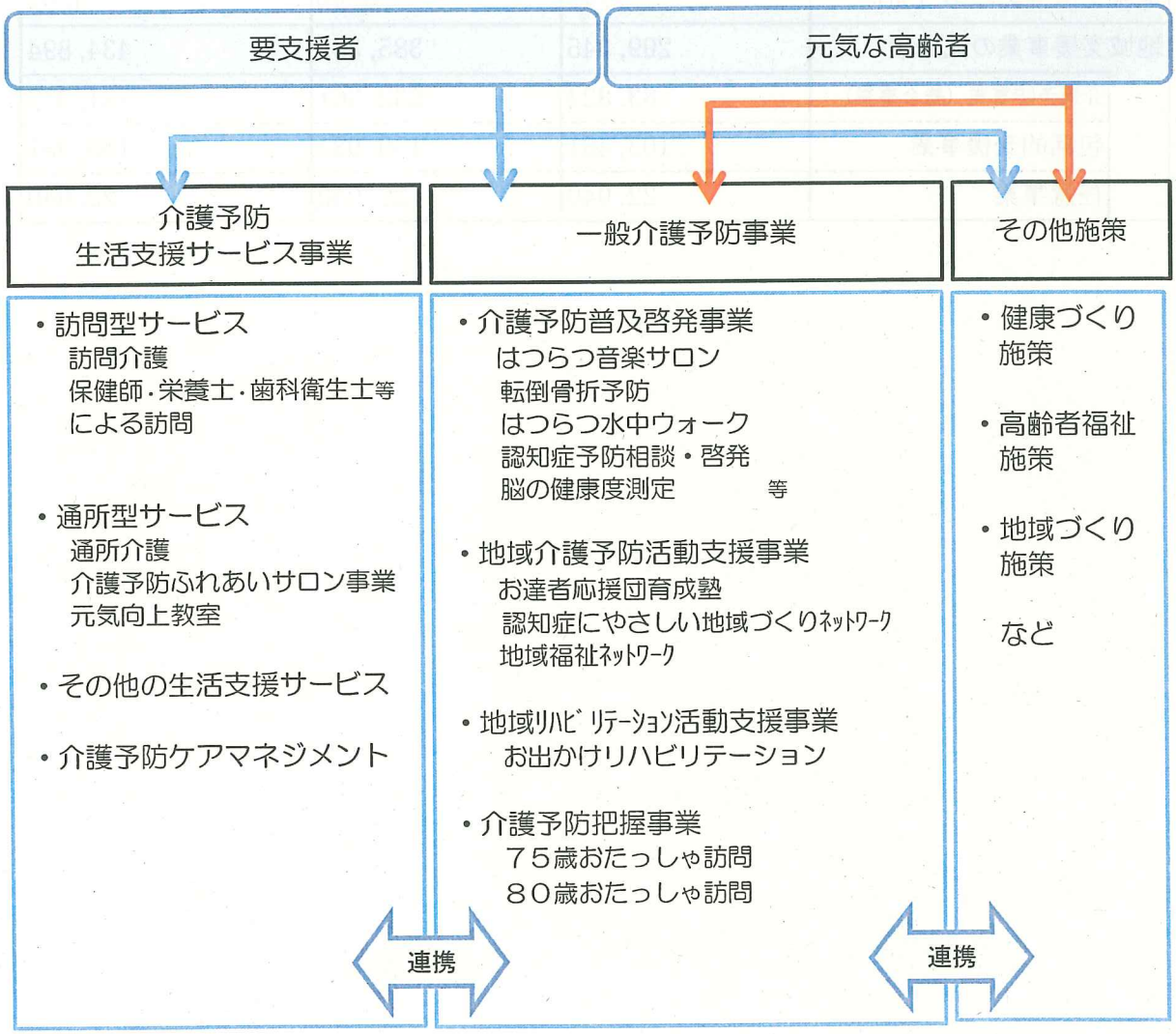
2　介護予防・日常生活支援総合事業

（1）介護予防・日常生活支援総合事業の目的

介護予防事業・日常生活支援総合事業は、心身の状況の改善や生活機能の維持・向上を通して、高齢者一人ひとりが住み慣れた自宅や地域で生きがいをもって、活動的に生活ができるように支援する事業です。

これまで実施してきた介護予防事業に、自立支援に資する機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチや生活環境の調整、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた事業を展開します。

介護予防・日常生活支援総合事業概要



（２）介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業では、要支援者の多様な生活支援のニーズに対応するため、訪問型サービス、通所型サービスの提供に加え、要支援者に対する住民主体の支援等の体制を構築します。

対象者は、これまでは「要介護状態等となるおそれの高い人」でしたが、これからは「要支援者に相当する人」と基準が変わります。対象者は、介護認定は必ずしも必要なく、基本チェックリストで生活機能の低下が認められ、介護予防ケアマネジメントを通じてサービス事業の必要性が認められた人となります。

事業体系は、介護予防・生活支援サービス事業では、「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「その他の生活支援サービス」及び「介護予防ケアマネジメント」となります。

第６期においては、これまでの介護予防事業を介護予防・生活支援サービス事業に応じた事業体系に移行させて行きます。

①　訪問型サービス

訪問介護員による身体介助、生活援助及び緩和した基準による生活援助等日常生活の支援を行います。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数推計	－	600	1,500

通所型介護予防事業の利用が困難な要支援高齢者に対し，「閉じこもり、認知症、うつ予防支援」が必要とされた場合、介護予防ケアマネジメントにより保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士等が訪問し、指導を行います。

訪問型介護予防事業

年　度		内容					
		保健師による指導		栄養改善指導		口腔機能向上指導	
		実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
実績	平成２３年度	0	0	14	70	15	84
	平成２４年度	1	3	5	13	26	93
	平成２５年度	1	3	5	21	27	147
見込み	平成２６年度	1	3	5	25	30	150
計画	平成２７年度	5	30	10	60	30	180
	平成２８年度	5	30	10	60	30	180
	平成２９年度	5	30	10	60	30	180

② 通所型サービス

「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能向上」、「閉じこもり、認知症、うつ予防支援」に該当する要支援の高齢者に対し、運動や栄養、口腔歯科、膝痛・腰痛対策のためのプログラムにおいて、学習やレクリエーション等の機会及び機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。

今後、地域包括ケアシステム構築の理念に基づき、要支援状態となることの予防や要支援状態からの自立の促進、重度化予防の観点から、「通所型サービス」の事業の内容、実施方法については、平成２８年度より変更します。

ア 介護予防ふれあいサロン事業

介護予防ふれあいサロン事業では、「一日コース」、「ロコトレコース」、「脳トレコース」の３つのコースを市内４会場で、委託により実施しています。

（一教室あたりの定員は、一日コースが２５名、ロコトレコース、脳トレコースは２０名として実施し、１人あたり月２回利用）。

介護予防ふれあいサロン事業

一日コース：「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」「閉じこもり、認知症、うつ予防支援」のプログラムを提供

年　度		実施回数	実人員	延べ人数
実績	平成２３年度	324	293	3,449
	平成２４年度	264	275	3,278
	平成２５年度	264	297	4,043
見込み	平成２６年度	264	472	3,852
計画	平成２７年度	264	480	3,900
	平成２８年度	264	480	3,900
	平成２９年度	264	480	3,900

ロコトレコース：膝痛・腰痛対策に特化した「運動器の機能向上」のプログラムを提供

年　度		実施回数	実人員	延べ人数
実績	平成２３年度	156	171	1,430
	平成２４年度	192	261	1,893
	平成２５年度	216	313	2,267
見込み	平成２６年度	216	368	2,142
計画	平成２７年度	168	370	2,200
	平成２８年度	168	370	2,200
	平成２９年度	168	370	2,200

脳トレコース：「閉じこもり、認知症、うつ予防支援」のプログラム を提供

年　度		実施回数	実人員	延べ人数
実績	平成２３年度	72	57	894
	平成２４年度	96	71	894
	平成２５年度	96	71	984
見込み	平成２６年度	96	116	906
計画	平成２７年度	96	120	920
	平成２８年度	96	120	920
	平成２９年度	96	120	920

イ　高齢者筋力向上トレーニング事業

運動器の機能が低下している二次予防高齢者に対し、「運動器の機能向上を図り要介護状態の発生を予防」するための運動を行います。

プールを利用した運動をすることにより、陸上での運動が困難等、水中運動の必要性が高い方が、膝や腰に負担をかけず、楽しくトレーニングを実施するもので、運動指導士が指導を行います。

プールのある施設１会場で、月２回、委託により実施します。

平成２８年度からは本事業を廃止し、一般高齢者施策のはつらつ水中ウォークを拡大して実施していきます。

高齢者筋力向上トレーニング事業

年　度		実施回数	実人員	延べ人数
実績	平成２３年度	24	14	182
	平成２４年度	24	16	194
	平成２５年度	24	14	130
見込み	平成２６年度	24	12	150
計画	平成２７年度	24	12	150

ウ　元気向上教室

高齢者が生涯にわたり、自立した生活を送り、自分らしく生き生きと過ごすことができるよう、介護予防の知識を学び、生活を見直し、実践に結び付けられるよう支援することを目的として実施しています。

平成２４年度から市内の運動教室等の介護予防プログラムが提供できる５事業所に、月２回、１会場２５人定員で委託し実施しています。

今後は、介護予防・生活支援サービス事業において、通所型サービスとして内容を充実し教室数を増やし実施していきます。

元気向上教室

年　度		１会場実施回数	実人員	延べ人数	会場数
実績	平成２４年度	24	334	2,579	5
	平成２５年度	24	228	2,784	5
見込み	平成２６年度	24	228	2,784	6
計画	平成２７年度	24	260	2,800	7
	平成２８年度	24	290	2,900	8
	平成２９年度	24	320	3,000	9

エ　通所介護

介護事業所による通所介護は、要支援１・２に相当する方々で、アからウの事業での対応が困難な方を対象に実施します。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数推計	－	960	2,880

③　その他の生活支援サービス

要支援者に対し、見守り等の支援が提供できるように、身近な方々で行える支援体制づくりを行います。

④　介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行います。

項　目	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ利用人数推計	17,132	17,987	18,886
利用実人数推計	1,570	1,648	1,731

（３）　一般介護予防事業

一般介護予防事業は、高齢者が、生きがいをもって、生き生きと暮らすことを地域全体で支援し、生活機能の維持・向上を図ることを目的としています。

このため、高齢者の社会参加を促進していくことや高齢者を中心としたグループの形成、世代間交流を図ることに合わせて、介護予防に関して、地域全体が関心を持ち合うコミュニティの形成を図ります。

一般介護予防事業では、「介護予防普及啓発事業」、「地域介護予防活動支援事業」、「地域リハビリテーション活動支援事業」、「介護予防把握事業」を実施していきます。

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくことを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態となっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します。

①　介護予防把握事業

これまで、二次予防高齢者把握事業として、二次予防高齢者を選定することを目的として６５歳～８４歳までの方に対し、高齢者基本調査事業を実施してきましたが、法改正により廃止します。

しかし、要支援者を把握し、一般介護予防事業の利用等へつなげていくことが重要とされていますので、当市では、介護保険認定者を除く市民の方を対象に、以下のとおり、保健師等による訪問を行い、チェックリストを用いて介護予防を必要とする要支援者を把握し、必要な情報提供・支援を行います。

ア　「７５歳おたっしゃ訪問」

後期高齢者となる節目の年に介護予防の普及・啓発を目的に、保健師、看護師等が訪問を行います。

イ　「８０歳おたっしゃ訪問」

介護保険サービスの利用（介護申請）が増え始める年代に、自立の促進や重度化予防を目的に、保健師、看護師等が訪問を行います。

他にも、民生児童委員等、地域からの連絡による訪問にも随時対応していきます。

二次予防高齢者把握事業

（単位：人）

年　度		高齢者人口	基本チェックリスト実施者	二次予防高齢者(A)+(B)	参加者数	参加率(%)
		A			B	B／A
実績	平成２３年度	25,997	5,995	1,784	611	2.35
	平成２４年度	26,660	6,222	1,887	718	2.69
	平成２５年度	27,270	6,016	1,748	788	2.88
見込み	平成２６年度	27,283	6,344	1,840	800	2.93

高齢者基本調査事業（H23～26年度まで）

（単位：人）

年　度		二次予防高齢者数(A)	二次予防高齢者の支援方法		
			訪問数	電話数	その他
実績	平成２３年度	1,831	628	614	589
	平成２４年度	1,887	1,157	473	257
	平成２５年度	1,748	1,145	241	362
見込み	平成２６年度	1,872	1,200	372	300

７５歳おたっしゃ訪問

（単位：人）

年　度		７５歳人口	基本チェックリスト実施数	二次予防高齢者数(B)
実績	平成２３年度	1,020	904	331
	平成２４年度	1,083	922	297
	平成２５年度	969	876	242
見込み	平成２６年度	943	868	240

年　度		７５歳人口	訪問対象者数	基本チェックリスト該当者数
推計	平成２７年度	1,171	1099	303
	平成２８年度	1,206	1143	316
	平成２９年度	1,078	1025	283

８０歳おたっしゃ訪問

（単位：人）

年　度		８０歳人口	訪問対象者数	基本チェックリスト該当者数
推計	平成２７年度	992	835	351
	平成２８年度	977	844	355
	平成２９年度	1,064	925	389

② 介護予防普及啓発事業

ア はつらつ音楽サロン事業

昔懐かしい歌を歌ったり合奏することで、右脳を刺激し、認知症を予防することを目的とした事業で、近年の参加者数の増加により、平成２４年度からは５会場に増やし、認知症予防の推進を図っています。

はつらつ音楽サロン事業

年　度		実施回数	実人員	延べ人数
実績	平成２３年度	32	382	2,004
	平成２４年度	40	422	2,273
	平成２５年度	40	478	2,626
見込み	平成２６年度	40	490	2,650
推計	平成２７年度	40	500	2,700
	平成２８年度	40	500	2,750
	平成２９年度	40	500	2,800

イ 転倒骨折予防事業

高齢者が運動習慣を身につけ、転ばない身体づくりを目指すことで、要介護状態等への移行を防止することを目的とした事業で、平成２５年度にプロポーザルを実施し、５事業所に委託し、市内１１教室で実施しています。

参加者は年々増加しており、参加者からは「皆で楽しく運動することができた」、「運動に対して自分なりに気持ちを高めることができた」との感想があがっています。

転倒骨折に起因する要介護状態を予防するため、今後、教室数を増やし実施していきます。

転倒骨折予防事業

年　度		実施回数	実人員	延べ人数	会場数
実績	平成２３年度	126	699	3,013	11
	平成２４年度	132	725	3,093	11
	平成２５年度	132	742	3,159	11
見込み	平成２６年度	132	750	3,300	11
計画	平成２７年度	132	750	3,400	11
	平成２８年度	144	780	3,600	12
	平成２９年度	156	810	3,900	13

ウ　はつらつ水中ウォーク

高齢者が運動器の機能向上・維持を図るため、筋力向上につながる水中でのトレーニングを行い、高齢者の転倒・閉じこもりを予防し、運動習慣を身につけることを目的とした事業で、平成２５年度にプロポーザルを実施し、プールのある市内の施設２会場で委託により実施しています。

平成２８年度からは１会場増やして実施していきます。

はつらつ水中ウォーク事業

年　度		実施回数	実人員	延べ人数
実績	平成２３年度	48	81	669
	平成２４年度	60	92	664
	平成２５年度	48	73	535
見込み	平成２６年度	48	80	720
計画	平成２７年度	48	80	720
	平成２８年度	72	120	1,080
	平成２９年度	72	120	1,080

エ　認知症予防相談・啓発事業

超高齢社会に伴い、認知症高齢者も増加傾向となっています。そこで、本市では認知症に関する取り組みを強化し、関係機関と共に継続的な支援を進めています。

その中で、広く市民に認知症の基本的な知識を普及啓発し、認知症の皆さんが住み慣れた環境で、安心して生活を送れる地域づくりに向け、専門医による認知症の正しい理解についての講演を基調とし、関係する専門分野の方による講演会を実施していきます。

講演会

年　度		実施回数	参加人数
実績	平成２３年度	4	412
	平成２４年度	4	478
	平成２５年度	4	692
見込み	平成２６年度	3	350
計画	平成２７年度	3	360
	平成２８年度	3	370
	平成２９年度	3	380

カ　脳の健康度測定事業

認知症に対する正しい知識を得ることと自分の脳機能について知り、認知症予防への取り組みを自ら生活に取り入れることを目的に実施します。

また、予防プログラムを用いたフォローアップ教室を開催していきます。

年　度		実施回数	実人員	延べ人数
実績	平成２４年度	2	98	186
	平成２５年度	3	82	156
見込み	平成２６年度	3	97	187
計画	平成２７年度	3	100	200
	平成２８年度	3	100	200
	平成２９年度	3	100	200

③　地域介護予防活動支援事業

ア　介護予防指導者養成事業（お達者応援団育成塾）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護予防活動を率先して行うことのできる人材を育成し、地域におけるネットワークづくりや自発的な活動が実施される基盤づくりを行うことを目的とした事業で、１年目は基礎講座を、２年目はレベルアップ講座として開講しています。

市内全地区でのサロン等の開催を目指し、講座の修了生によりさらに地域づくりを展開させ介護予防活動を充実させていきます。

お達者応援団育成塾

年度		基礎講座		レベルアップ講座	
		回数	延べ人数	回数	延べ人数
実績	平成２３年度	10	1,211	7	187
	平成２４年度	10	649	7	259
	平成２５年度	10	592	7	151
見込み	平成２６年度	10	600	7	200
計画	平成２７年度	10	600	7	200
	平成２８年度	10	600	7	200
	平成２９年度	10	600	7	200

イ　認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業

認知症や高齢者虐待に関する地域住民の理解を深め、地域での見守り支援体制を構築し、高齢者虐待を防止することを目的とし実施しています。

佐久市認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会（委員２０人）を実施し、徘徊高齢者の捜索体制に関する確認、再発防止のためのフォロー対策について、高齢者虐待の状況把握と防止策の検討等を行ってきました。

今後、認知症高齢者の増加が予測される中で、地域住民も巻き込んだネットワークづくりがますます重要となることから、引き続き実施していきます。

ウ　地域福祉ネットワーク事業

地域住民が地域の課題を自らの問題として自主的、自発的に地域福祉活動に取り組んでいけるよう地域の福祉ネットワークを充実します。

④　一般介護予防事業評価事業

地域の実情に応じた効果的、効率的な介護予防の取り組みを進めるため、生活圏域ごとに介護予防の取り組み状況等に関する評価を行います。

事業の実施状況から新規認定者の状況等の推移について評価し、事業内容について検討、改善をしていきます。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するため、リハビリテーション専門職等の地域での活動を促進します。

ア　お出かけリハビリテーション

公民館等身近な場所に専門家を招き、病院等から在宅に戻られた方や地域の高齢者が、適切なリハビリを受ける機会を確保するために実施しています。

モデル地区を生活圏域ごとに定め、１年間継続した地域リハビリテーション事業を実施し、地域で継続した介護予防が行えるよう支援します。

3　包括的支援事業

（1）　地域包括支援センターの概要

①　地域包括支援センター及び担当地区

名　　称	担当地区
岩村田・東地域包括支援センター	岩村田、小田井、平根、三井、志賀
中込・野沢地域包括支援センター	中込、平賀、内山、野沢、大沢
佐久中部地域包括支援センター	中佐都、高瀬、岸野、桜井、前山
臼田地域包括支援センター	臼田
浅科・望月地域包括支援センター	浅科、望月

②　専門職種の配置

包括的支援事業を適切かつ円滑に実施するため、地域包括支援センターに次の３職種を配置しています。

・保健師あるいは、地域保健等に関する経験のある看護師
・社会福祉士
・主任介護支援専門員

（2）　地域包括支援センターの事業内容

①　総合相談支援業務

・地域における様々な関係者のネットワークの構築に関すること
・高齢者の実態把握に関すること
・総合相談に関すること

②　権利擁護業務

・成年後見制度の活用に関すること
・老人福祉施設等への措置に関すること
・虐待への対応に関すること
・困難事例への対応に関すること
・消費者被害の防止に関すること

③　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

・包括的・継続的なケア体制の構築に関すること
・地域における介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談に関すること
・地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言に関すること

④　介護予防ケアマネジメント業務

・要支援者に対する介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメント業務に関すること

（３）　地域包括支援センター業務の推移

地域包括支援センターは平成１８年度に設置されて以降、身近な相談窓口として、市民や民生児童委員、介護保険事業所等に周知され、年々利用件数が増加しています。平成２７年度以降も相談件数等は増加することが見込まれます。

①総合相談支援業務　（単位：件）

年　度		岩村田・東	中込・野沢	佐久中部	臼田	浅科・望月	合計
実績	平成２３年度	3,394	3,332	3,305	2,880	2,962	15,873
	平成２４年度	3,343	3,603	3,180	2,981	2,839	15,946
	平成２５年度	3,563	4,331	3,267	3,757	2,961	17,879
見込み	平成２６年度	3,741	4,548	3,430	3,945	3,109	18,773
推計	平成２７年度	3,928	4,775	3,602	4,142	3,265	19,712
	平成２８年度	4,125	5,014	3,782	4,349	3,428	20,698
	平成２９年度	4,331	5,265	3,971	4,567	3,599	21,733

②権利擁護業務　（単位：件）

年　度		岩村田・東	中込・野沢	佐久中部	臼田	浅科・望月	合計
	平成２３年度	204	307	189	261	217	1,178
実績	平成２４年度	434	446	311	391	320	1,902
	平成２５年度	382	197	245	73	198	1,095
見込み	平成２６年度	401	207	257	77	208	1,150
推計	平成２７年度	421	217	270	80	218	1,206
	平成２８年度	442	228	284	85	229	1,268
	平成２９年度	464	240	298	89	240	1,331

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務　（単位：件）

年　度		岩村田・東	中込・野沢	佐久中部	臼田	浅科・望月	合計
実績	平成２３年度	1,012	989	463	1,153	653	4,270
	平成２４年度	899	892	676	1,073	710	4,250
	平成２５年度	830	829	639	1,081	800	4,179
見込み	平成２６年度	872	870	671	1,135	840	4,388
推計	平成２７年度	915	914	704	1,192	882	4,607
	平成２８年度	961	960	740	1,251	926	4,838
	平成２９年度	1,009	1,008	777	1,314	972	5,080

④介護予防ケアマネジメント業務　（単位：件）

年　度		岩村田・東	中込・野沢	佐久中部	臼田	浅科・望月	合計
実績	平成２３年度	2,579	3,060	1,957	2,627	2,641	12,864
	平成２４年度	3,274	3,430	1,846	2,679	2,724	13,953
	平成２５年度	3,632	3,821	2,005	2,789	3,291	15,538
見込み	平成２６年度	3,814	4,012	2,105	2,928	3,456	16,315
推計	平成２７年度	4,004	4,213	2,211	3,075	3,629	17,132
	平成２８年度	4,204	4,423	2,321	3,229	3,810	17,987
	平成２９年度	4,415	4,644	2,437	3,390	4,000	18,886

（４）　地域包括支援センター運営協議会

公正、中立性の確保、人材確保支援等の観点から、地域包括支援センターが適切な運営がされているか、運営協議会において定期的に評価しています。

（５）　地域別包括ケア委員会

５つの生活圏域ごとに年２回実施します。委員は２５名以内で構成し、地域の特性に応じて選定します。多様な職種の参加により、幅広い高齢者支援の輪の構築を目指します。委員会では社会資源調査、地域が抱える課題の把握及び共有化、援助困難事例の検討等を行い高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に行っていきます。

（６）　認知症施策推進事業

①相談体制の充実

認知症地域支援推進員と地域包括支援センターが連携をし、相談しやすい体制を整備します。

②地域における支援体制の構築

地域住民が認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくことが必要です。そのためには、地域住民への普及啓発や地域における支援体制が重要になってきます。

ア、認知症サポーター養成講座

地域住民への普及啓発として、「認知症サポーター養成講座」を地域等で開催しています。認知症を理解し、認知症の人や家族を暖かく見守り、支援する市民を増やします。

イ、地域における支援体制の構築

地域包括支援センターが中心となり、地域組織と連携しながら、徘徊高齢者の見守りなど、認知症高齢者を地域全体で支える体制づくりを推進します。

ウ、認知症地域支援推進員の配置

「認知症疾患医療センター」との連携を密にする認知症地域支援推進員を増員し、地域の認知症ケアと医療との連携を強化し、認知症の医療と介護の切れ目のない支援を行います。

エ、認知症初期集中支援チームの設置

認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を「認知症疾患医療センター」と医師会との協力で構築します。

（７）　在宅医療・介護の連携体制の推進

① 医療介護連携推進協議会の設置

佐久市における在宅医療・介護の連携上の課題について協議を行い解決方法を検討します。

②医療・介護関係機関の連携体制の構築

保健・医療・福祉の関係者（多職種）が研修や意見交換を行い、顔の見える関係づくりを進めます。また、在宅医療・介護において必要な知識・技術の習得や医療職、介護事業者間で円滑に連携するための研修・支援を行います。

③在宅医療・介護に関する市民への啓発

地域住民が主体的に、在宅医療・介護サービスの在り方について考える機会を提供します。

④２４時間対応の在宅医療提供体制の構築

地域住民の在宅介護や在宅看取り等の要望に沿い、円滑に在宅医療を提供できるよう、医師会の協力のもと順次体制を整えて参ります。

4　任意事業

任意事業は、介護保険法の趣旨との整合を図り、市の実情に応じ介護給付費等費用適正化や、在宅で寝たきり高齢者等の介護を行っている家庭介護者に対する支援事業を行います。

（１）介護給付費等費用適正化事業

介護給付費等費用適正化事業は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とするサービスを、事業者が過不足なく適切に提供するよう促すことです。

このような介護給付の適正化を図ることは、高齢者等が可能な限り、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするために、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ介護保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

本市においては介護給付費等費用適正化事業の６事業を、第３期長野県介護給付適正化計画のもと取り組んでいきます。

この他、本市独自に居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者を対象とする研修会を開催しています。

○　・要介護認定の適正化
　　・住宅改修等に関する調査
　　・縦覧点検
　　・ケアプランの点検
　　・医療情報との突合
　　・給付実績の活用

実績	平成２４年度	・「ケアプラン点検」の実施　６日間　１２事業所 ・「介護給付適正化研修会」の実施　１０１名参加 ・要介護認定の適正化 ・住宅改修等に関する調査 ・医療情報との突合
	平成２５年度	・「ケアプラン点検」の実施　５日間　１４事業所 ・地域包括支援センター職員対象研修会の実施　１回 ・要介護認定の適正化 ・住宅改修等に関する調査 ・医療情報との突合　・縦覧点検
見込み	平成２６年度	・「ケアプラン点検」の実施　８日間　１５事業所 ・「介護給付適正化研修会」の実施 ・地域包括支援センター職員対象研修会の実施 ・要介護認定の適正化 ・住宅改修等に関する調査 ・医療情報との突合　・縦覧点検
計画	平成２７年度 平成２８年度 平成２９年度	・「ケアプラン点検」の実施　９日間　１７事業所 ・「介護給付適正化研修会」の実施 ・地域包括支援センター職員対象研修会の実施 ・要介護認定の適正化 ・住宅改修等に関する調査 ・医療情報との突合　・縦覧点検

（２）家族介護支援事業

① 認知症高齢者介護者支援事業

在宅で、認知症高齢者を介護している家族を対象に、介護の負担を軽減するために、介護相談や介護者同士の交流を目的とした事業です。

毎月各地区の会場を移動しながら開催します。認知症地域支援推進員を中心に継続していきます。

認知症介護者会

年　度		実施回数	参加人数
実績	平成２３年度	10	46
	平成２４年度	12	67
	平成２５年度	12	50
見込み	平成２６年度	12	45
計画	平成２７年度	12	50
	平成２８年度	12	55
	平成２９年度	12	60

② 在宅寝たきり高齢者等家族介護ふれあい相談事業

在宅で、寝たきり高齢者や認知症高齢者等を介護している家族に対し、介護の負担を軽減するため、介護相談や、介護者同士の交流を行うことを目的とした事業です。

在宅寝たきり高齢者等家族介護ふれあい相談事業

年　度		実施回数	参加人数
実績	平成２３年度	12	115
	平成２４年度	5	58
	平成２５年度	5	53
見込み	平成２６年度	5	55
計画	平成２７年度	5	60
	平成２８年度	5	65
	平成２９年度	5	70

③ 若年性認知症の方と家族の交流会

若年性認知症の方とそのご家族の外出の機会を確保し、同じ悩みを抱えた者同士、思いを共有し精神的負担が軽減されることを目的とし、平成２５年度より交流会を開催しています。若年ゆえに高齢者の認知症とは違った影響も大きいため、若年性認知症支援の一環として、平成２７年度以降も引き続き実施していきます。

若年性認知症の人と家族の交流会

年　度		実施回数	参加人数
実績	平成２５年度	4	12
見込み	平成２６年度	4	33
計画	平成２７年度	4	35
	平成２８年度	4	40
	平成２９年度	4	45

④ 介護用品給付事業

ご家庭で要介護高齢者等を介護されている方の、経済的負担の軽減を目的とし、紙おむつなどの介護用品を給付する事業を実施しています。

給付対象となる方は、①要介護１～５の認定を受けている要介護高齢者を在宅で介護している、②要介護高齢者及び介護者が佐久市に住所を有している、③共に住民税非課税世帯である、以上①～③の全てに該当する方です。

在宅介護を行う介護者への支援のひとつとして、平成２７年度以降も実施していきます。

介護用品給付事業の推移

年　度		利用延べ人数	金　額　（円）
実績	平成２３年度	346	9,236,810
	平成２４年度	296	8,105,369
	平成２５年度	268	7,244,802
見込み	平成２６年度(10月末日時点)	232	6,973,186
推計	平成２７年度	274	9,172,800
	平成２８年度	274	9,172,800
	平成２９年度	274	9,172,800

（３）その他事業

① 成年後見制度利用支援等事業

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。判断能力が低下したことで、財産管理や福祉サービス利用等の各種契約締結ができなくなるなど、あらゆる場面で本人が不利益を被るおそれがあり、高齢者が安心して生活を送る上では必要不可欠な制度です。

近年では、経済的虐待や複雑化する消費者被害から高齢者を守る観点からも、成年後見制度の重要性が増しています。

しかしながら、制度利用が必要にも関わらず、身寄りがいない、親族による虐待を受けている等の理由により親族申立てが行えないなどケースが複雑化し、市長申立ての必要性が高まっています。認知症高齢者の増加に合わせて今後も利用の増加が見込まれます。

すべての高齢者が自分らしく安心して生活を送ることができるよう、今後も当事業による支援を行うとともに、市民にとって、より身近で活用しやすい制度となるよう、各種関係機関と連携しながら、相談窓口の開設や知識の普及・啓発等を行っていきます。

年　度		市長申立て件数
実績	平成２３年度	7
	平成２４年度	5
	平成２５年度	0
見込み	平成２６年度	2
推計	平成２７年度	3
	平成２８年度	5
	平成２９年度	7

② 住宅改修支援事業

介護保険サービスのケアプランを作成していない要介護者が、住宅改修のみを行う場合に、支給申請のために理由書を作成する経費の助成を行います。

③ 介護相談員派遣事業

介護相談員派遣事業は、本市から委嘱された介護相談員が介護サービス提供事業所を定期的に訪問して、利用者等の話を聴き、相談に応じる等の活動を行うことにより、利用者等の疑問及び不安の解消並びに苦情の解決を図るとともに、サービス提供事業所の質的向上を図ることを目的としています。

年　度		訪問施設数	延べ回数
実績	平成２３年度	16	501
	平成２４年度	17	572
	平成２５年度	19	637
見込み	平成２６年度	19	637
計画	平成２７年度	22	637
	平成２８年度	24	637
	平成２９年度	24	637

④ 認知症サポーター等養成事業

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することを目的とし、事務局を設置し、消防団、民生児童委員、地区サロン、小中学生等を対象に実施しています。

今後も多くの市民の方に受講していただけるように工夫し実施していきます。

同時に、サポーター養成講座を担う「キャラバン・メイト」を養成していきます。

（単位：人）

年度		キャラバン・メイト数	認知症サポーター養成数
実績	平成２３年度	42	1,034
	平成２４年度	－	650
	平成２５年度	33	930
見込み	平成２６年度	－	1,300
計画	平成２７年度	－	1,350
	平成２８年度	35	1,400
	平成２９年度	－	1,450

⑤ 高齢者緊急時あんしん情報提供事業

民生児童委員が実施した高齢者実態調査の情報を基に、消防署と情報共有を行っています。

独居高齢者や高齢者世帯が増加する中、緊急時の迅速な対応につながっており、今後も連携を図っていきます。

第４章　高　齢　者　福　祉

第１節　生き生きと安心して暮らせるサービス

超高齢社会の到来により、高齢者が地域社会の中で、健康で生き生きと過ごし、様々な活動に参加できるような生活の場を創出していくことが必要です。

本市では、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者等の増加が見込まれるなか、生活支援サービスを受けながら安心して暮らせるような環境づくりに引き続き努めていきます。

視　点	方　針	事　業
1節　生き生きと安心して暮らせるサービス	1　生きがい対策事業	(1)老人クラブ活動助成事業
		(2)長寿・米寿お祝い事業
		(3)敬老会補助事業
		(4)生きがい活動拠点の運営事業
		(5)外国人高齢者及び外国人障害者特別給付金支給事業
		(6)佐久シルバー人材センター運営事業
	（目指す目的・成果）高齢者が様々な活動を通じて、生きがいを持ち健康に暮らす環境	
	2　生活支援事業	(1)高齢者実態調査
		(2)生活管理指導短期宿泊事業
		(3)あいとぴあ臼田短期入所事業
		(4)高齢者共同宿泊支援事業
		(5)ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業
		(6)ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯住宅補修等整備事業
		(7)高齢者にやさしい住宅改良促進事業
		(8)高齢者外出支援サービス事業
		(9)家庭ごみ収集支援事業
		(10)日常生活用具貸与事業
	（目指す目的・成果）高齢者が様々なサービスを受けることで、安心・安定な生活を送れる環境	

1　生きがい対策事業

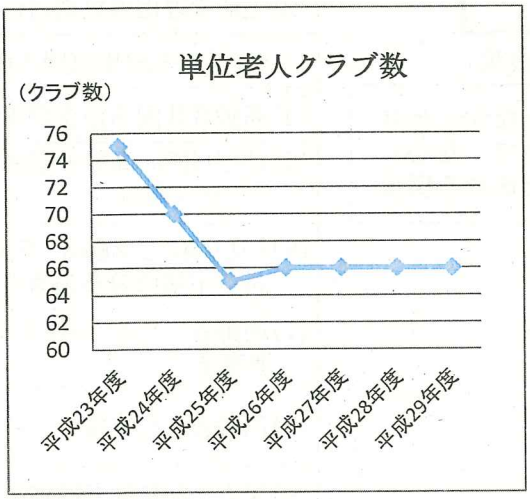
高齢者が健康で生涯現役として長寿を全うするために、高齢になっても生活を楽しむことのできる社会環境の整備や、長い人生の中で培った知識や経験、技能を活かす場の確保、さらに共に生活を楽しむ仲間づくりの場の創出など、生きがい豊かな事業を推進していきます。

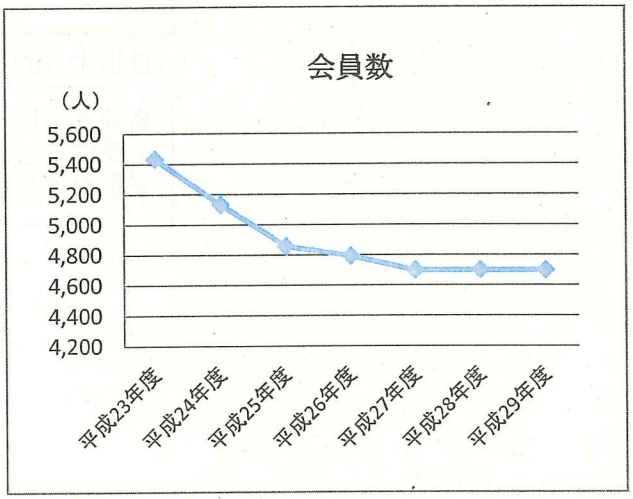
（1）老人クラブ活動助成事業

老人クラブ活動助成事業は、高齢者の生きがいを高めるため、仲間づくりだけでなく、「健康・友愛・奉仕」活動などを推進していく事業です。近年、ニーズの多様化や組織に属さない方が多くなり、クラブ数・会員とも年々減少傾向にあります。今後は、老人クラブと老人クラブ連合会の持つ社会的意義を再啓発し、クラブ活動が一層活発化するよう支援していくとともに参加しやすい環境整備に努めます。

単位老人クラブ数・会員数

年　　度		単位老人クラブ数	会員数　（単位:人）
実績	平成２３年度	75	5,433
	平成２４年度	70	5,133
	平成２５年度	65	4,856
見込み	平成２６年度	66	4,793
推計	平成２７年度	66	4,700
	平成２８年度	66	4,700
	平成２９年度	66	4,700





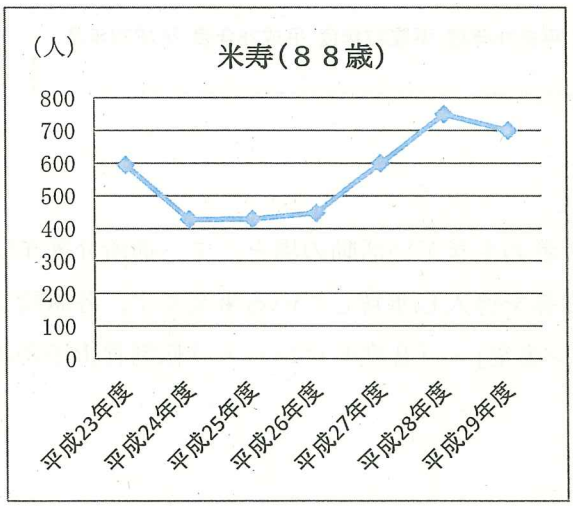
（２）長寿・米寿お祝い事業

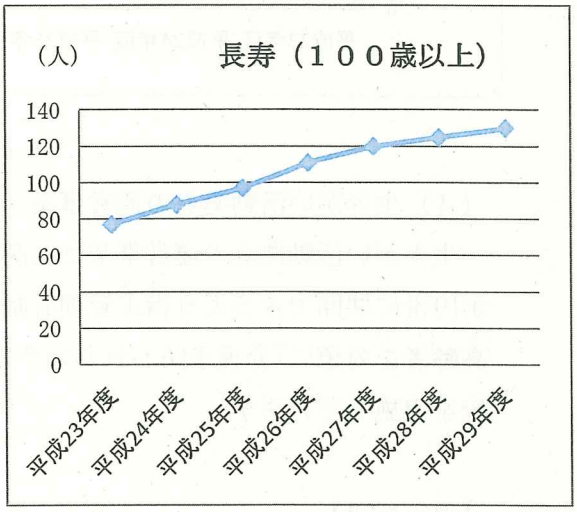
長寿・米寿お祝い事業は、長寿・米寿を祝福するために、敬老訪問を行い祝品等を贈呈し、ご長寿に対して敬老の意を表す事業です。今後は、超高齢社会における対象者の増大は見込まれますが、本市のために尽力頂いた皆さんに対して、事業内容等の精査・検討をしながら、事業を実施していきます。

（平成23年度から当該年度に100歳を迎えられる方に祝金を給付しています。）

長寿・米寿お祝い事業対象者数

年　　度		８８歳	１００歳以上（単位:人）
実績	平成２３年度	594	77
	平成２４年度	427	88
	平成２５年度	429	97
	平成２６年度	447	111
推計	平成２７年度	600	120
	平成２８年度	750	125
	平成２９年度	700	130



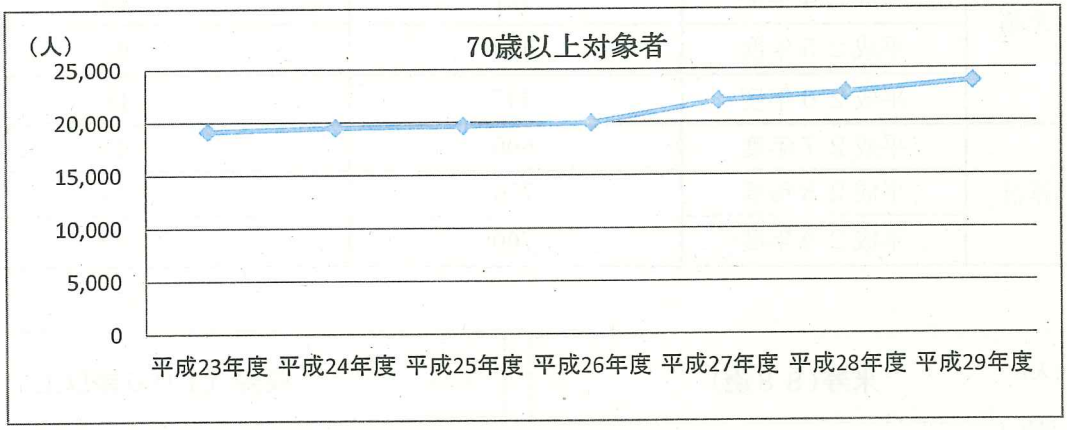


（３）敬老会補助事業

敬老会補助事業は、各地区で開催する敬老行事を支援するため、７０歳以上の高齢者を対象に、経費の一部を補助する事業です。敬老会は、単に高齢者の行事としてではなく、地区全体の世代間交流の場として活発に実施できるよう支援していきます。

敬老会補助対象者（７０歳以上の高齢者）

年　　度		対象者数　　（単位：人）
実績	平成２３年度	19,163
	平成２４年度	19,510
	平成２５年度	19,639
見込み	平成２６年度	19,912
推計	平成２７年度	21,978
	平成２８年度	22,747
	平成２９年度	23,803



（４）生きがい活動拠点の運営事業

生きがい活動拠点の運営事業は、高齢者の生きがい活動の場として、通所介護予防事業が円滑に展開できるよう指定管理者制度等を導入し運営している事業です。各施設では、高齢者を対象に「介護予防ふれあいサロン事業」・「音楽サロン」・「転倒骨折予防事業」等を実施しています。

【拠点施設】

施　設　名	指定管理者
臼田老人福祉センター	
臼田総合福祉センター（あいとぴあ臼田）	佐久市社会福祉協議会
浅科生きがい活動支援センター	佐久市社会福祉協議会
春日交流センター	佐久シルバー人材センター
望月生きがいセンター	佐久市社会福祉協議会
佐久市シルバーサロン（サングリモ中込）	

（５）外国人高齢者及び外国人障害者特別給付金支給事業

外国人高齢者及び外国人障害者特別給付金支給事業は、市内に住民登録を有する外国人で、公的年金の支給を受けることができない高齢者及び障がい者に対し、生活を支援するため特別給付金を支給する事業です。

※大正１５年４月１日以前に生まれた方が対象です。

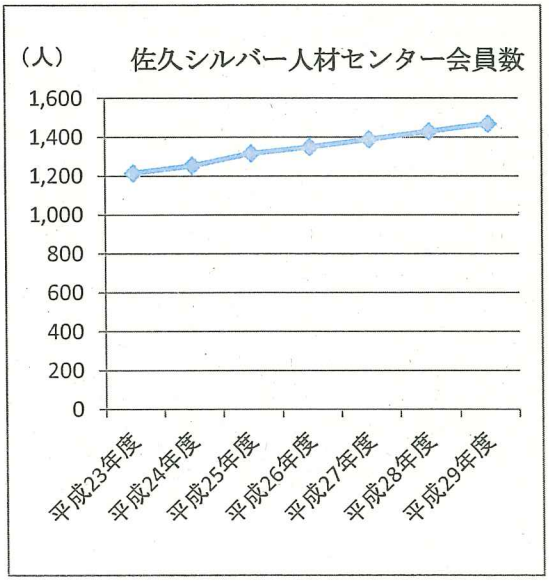
（６）佐久シルバー人材センター運営事業

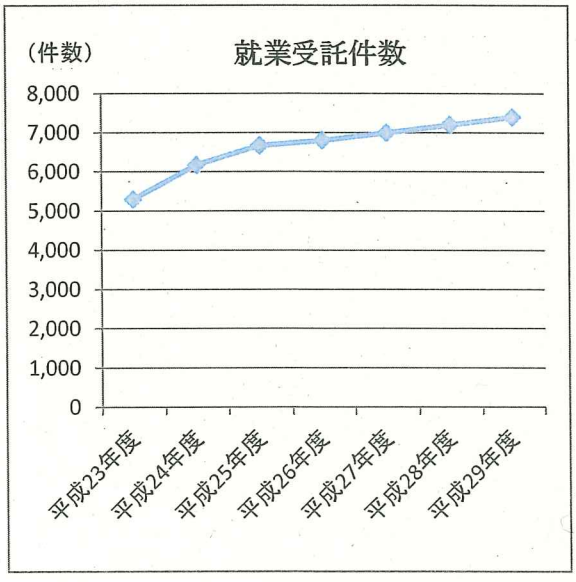
佐久シルバー人材センター運営事業は、６０歳以上で働く意欲のある高齢者を対象に、長年培った職業経験や技能を生かし、自らの健康を保持しながら「自主・自立、協働、共助」の理念に基づき、地域社会に積極的に参加していくことができるよう、就業の機会を提供する事業です。

特に、団塊の世代が高齢者となる時代においては、地域経済の底上げを担う重要な団体ですので引き続き支援していきます。

会員数・就業受託件数

年　　度		会員数(単位:人)	就業受託件数
実績	平成２３年度	1,214	5,296
	平成２４年度	1,254	6,172
	平成２５年度	1,318	6,673
見込み	平成２６年度	1,350	6,800
推計	平成２７年度	1,390	7,000
	平成２８年度	1,430	7,200
	平成２９年度	1,470	7,400





2　生活支援事業

超高齢社会において、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方が、何らかの支援や介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護保険のサービスだけでなく、高齢者のニーズに応じた支援サービス等を提供していくことが重要です。

そのために、今後は介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立して生活を送れるよう、市の特性を生かした「介護サービス・生活支援サービス・介護予防の取り組み」など多様なサービスを包括・連携していく「地域包括ケアシステム」の考えに沿って生活支援事業を推進していきます。

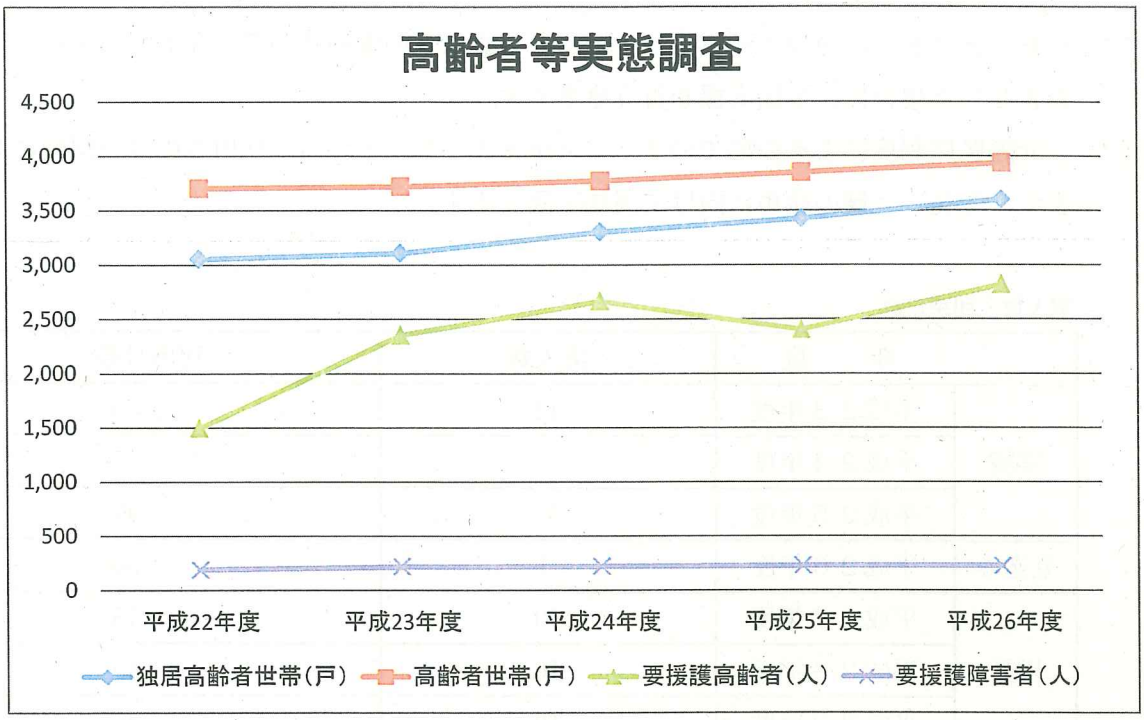
（1）高齢者実態調査

高齢者実態調査は、毎年６月１日を基準日として、地区民生児童委員に依頼し聞き取りにより調査を実施しています。

この調査は、市内の６５歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢者世帯並びに要援護者等を把握することによって、今後の各種福祉施策の基礎資料として活用するだけでなく、災害時における対策にも役立てていきます。

高齢者実態調査結果

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
独居高齢者世帯（戸）	3,055	3,107	3,303	3,425	3,601
高齢者世帯（戸）	3,705	3,723	3,774	3,852	3,939
要援護高齢者（人）	1,494	2,351	2,666	2,403	2,817
要援護障害者（人）	190	217	221	228	227
合　　計	8,444	9,398	9,964	9,908	10,584



（２）生活管理指導短期宿泊事業

生活管理指導短期宿泊事業は、虚弱など在宅での生活が困難な要援護高齢者を、養護老人ホーム２施設に入所措置する事業です。

超高齢社会の進展により、高齢者が急増していくなかで多様なニーズによる利用者数の増加が見込まれます。

実人数・利用日数

年　度		実人数	利用日数
実績	平成２３年度	4	52
	平成２４年度	3	57
	平成２５年度	8	101
見込み	平成２６年度	5	86
推計	平成２７年度	8	112
	平成２８年度	8	112
	平成２９年度	8	112

施設名：佐久広域老人ホーム 勝間園（臼田）
北佐久郡老人福祉施設組合 佐久良荘（望月）

（3）あいとぴあ臼田短期入所事業

あいとぴあ臼田短期入所事業は、概ね６５歳以上の虚弱高齢者が在宅での生活に支障をきたした場合に、生活支援を行う事業です。

介護保険制度による在宅でのサービスが充実したことから、利用者は減少傾向にあります。今後、一層の活用に向けて周知を図ります。

実人数・利用日数

年　　度		実人数	利用日数
実績	平成２３年度	12	50
	平成２４年度	8	35
	平成２５年度	9	47
見込み	平成２６年度	6	30
推計	平成２７年度	10	45
	平成２８年度	10	45
	平成２９年度	10	45

施設名：臼田総合福祉センター（あいとぴあ臼田）

（4）高齢者共同宿泊支援事業

高齢者共同宿泊支援事業は、概ね６５歳以上の虚弱高齢者が在宅での生活に支障をきたした場合に、市内１施設へ原則１年以内の入所をさせ、生活支援を行う事業です。

高齢者の生活環境に応じて対応する事業として実施しています。

実人数・延べ日数

年　　度		実人数	延べ日数
実績	平成２３年度	8	2,303
	平成２４年度	5	1,556
	平成２５年度	8	2,291
見込み	平成２６年度	8	2,555
推計	平成２７年度	8	2,555
	平成２８年度	8	2,555
	平成２９年度	8	2,555

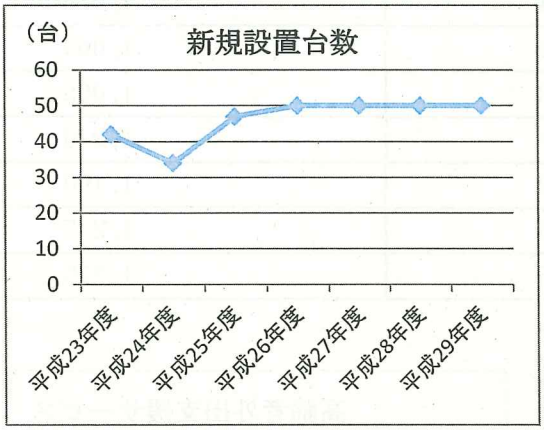
施設名：高齢者生活支援ハウス（望月）

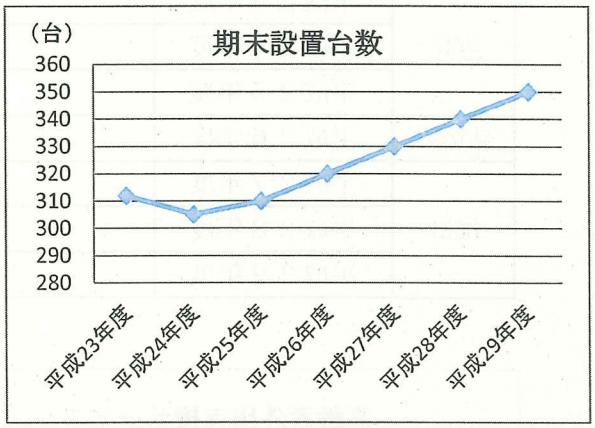
（５）ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業は、ひとり暮らし高齢者の緊急時における援護を迅速に行うため緊急通報装置を設置し、委託による相談員が利用者の安否確認や健康相談を行い、市職員と連携することによって、安心して生活できる環境を整備する事業です。ひとり暮らし高齢者世帯の増加に伴い、設置世帯の増加が見込まれます。

新規設置台数・期末設置台数

年　　度		新規設置台数	期末設置台数
実績	平成２３年度	42	312
	平成２４年度	34	305
	平成２５年度	47	310
見込み	平成２６年度	50	320
計画	平成２７年度	50	330
	平成２８年度	50	340
	平成２９年度	50	350





（６）ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯住宅補修等整備事業

ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯に対し、日常生活の便宜を図るため、住宅の軽微な補修を佐久建設労働組合の協力により行う事業で、継続的に実施していきます。

住宅補修等整備件数

年　　度		件数	内　　容
実績	平成２３年度	28	玄関引戸、雨漏り、網戸、雨樋等の補修
	平成２４年度	25	
	平成２５年度	38	
	平成２６年度	21	
計画	平成２７年度	30	
	平成２８年度	30	
	平成２９年度	30	

（７）高齢者にやさしい住宅改良促進事業

高齢者にやさしい住宅改良促進事業は、高齢者の居住環境を改善し、日常生活をできるだけ自宅で行えるように支援するとともに、介護者の負担軽減を図るための住宅改良に要する経費を、県の基準とする経費の限度額以内で助成する事業です。

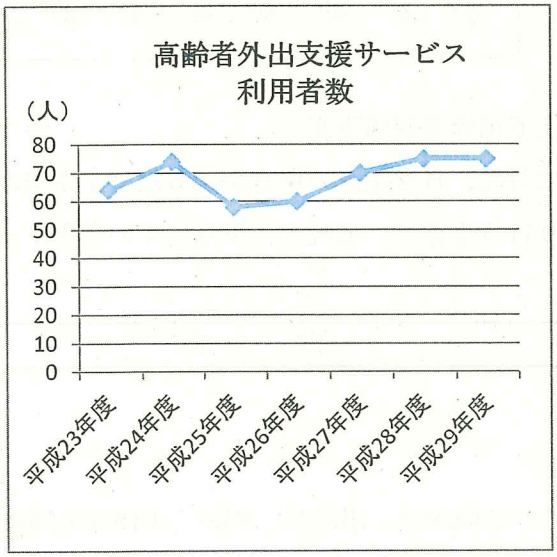
（８）高齢者外出支援サービス事業

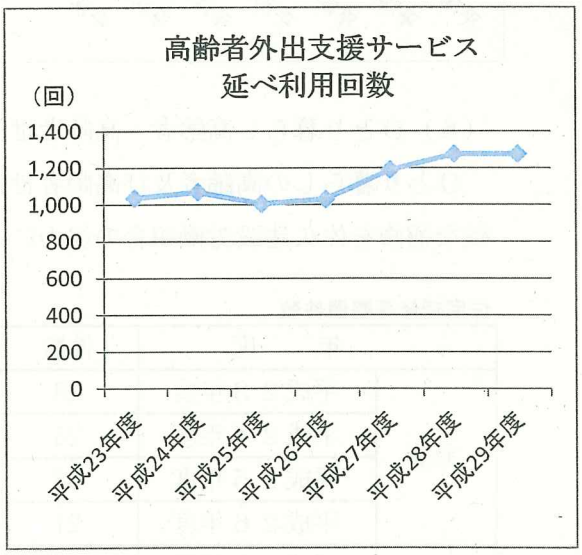
高齢者外出支援サービス事業は、概ね６５歳以上の低所得の高齢者のみの世帯等で、公共交通機関を利用することが困難な方の通院等に際し、誰からも支援を受けられない場合に、福祉有償運送による外出支援を行う事業です。

ひとり暮らし世帯等の増加により、社会的ニーズが高まることから利用者の増加が見込まれます。

利用者数・延べ利用回数

年　度		利用者数	延べ利用回数
実績	平成２３年度	64	1,036
	平成２４年度	74	1,069
	平成２５年度	58	1,005
見込み	平成２６年度	60	1,030
推計	平成２７年度	70	1,190
	平成２８年度	75	1,275
	平成２９年度	75	1,275





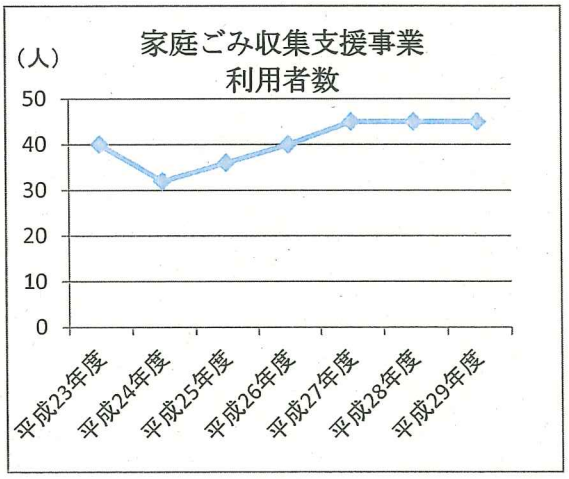
（９）家庭ごみ収集支援事業

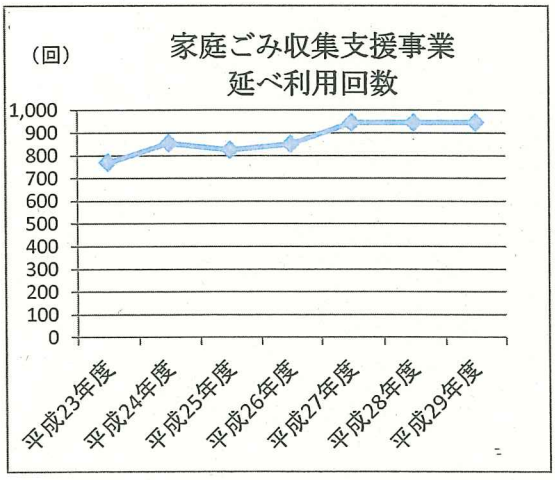
家庭ごみ収集支援事業は、概ね６５歳以上の高齢者のみの世帯等で、身体機能の低下により家庭ごみを収集指定場所まで搬出することが困難であって、誰からも支援が受けられないと認められる場合に、家庭ごみの回収を行うとともに安否確認を行う事業です。

今後も高齢者の増加に伴い利用者数の増加が見込まれます。

利用者数・延べ利用回数

年　　度		利用者数	延べ利用回数
実績	平成２３年度	40	769
	平成２４年度	32	854
	平成２５年度	36	825
見込み	平成２６年度	40	850
推計	平成２７年度	45	945
	平成２８年度	45	945
	平成２９年度	45	945





（１０）日常生活用具貸与事業

日常生活用具貸与事業は、本市で保有する福祉用具（ベッド、車いす）を貸与し、要介護高齢者等の心身機能の低下防止を図るとともに、家族の介護負担の軽減と生活の利便性を向上させる事業です。

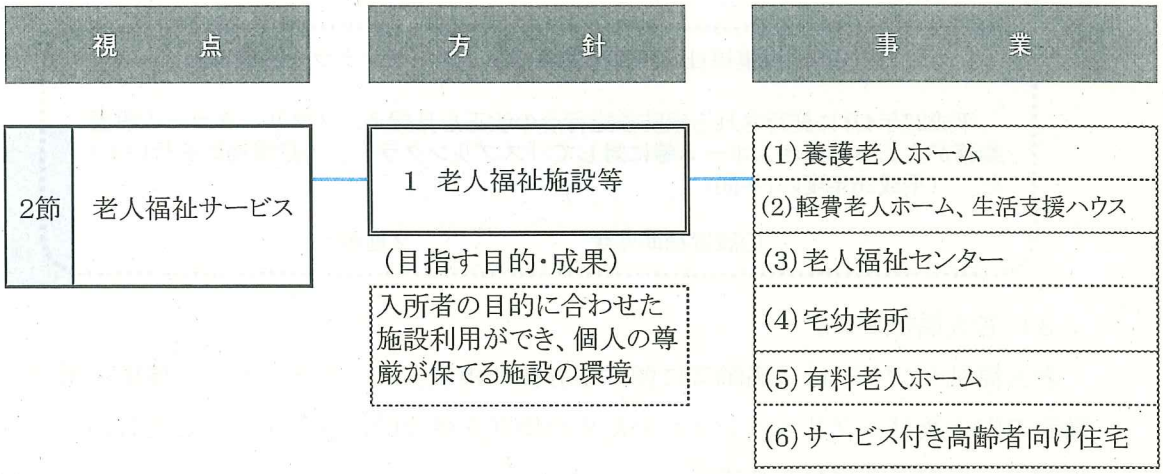
貸出台数

年　　度		ベッド貸出台数	車いす貸出台数
実績	平成２３年度	12	105
	平成２４年度	20	91
	平成２５年度	4	109
見込み	平成２６年度	2	105
推計	平成２７年度	2	100
	平成２８年度	2	100
	平成２９年度	2	100

第２節　老人福祉サービス

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の増加により、在宅での生活困難者については養護老人ホームへの入所措置を行うなどその人にあった支援を行っています。

また、在宅での生活が困難な場合など個々の世帯のニーズに沿って特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等に関する全般的な相談支援を実施しています。



１　老人福祉施設等

（１）養護老人ホーム

概ね６５歳以上の高齢者であって、生活環境及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な方を入所措置し、日常生活の世話等により生活の安定を図るもので、平成２６年１０月現在、各施設における本市の措置者数は１０９人で、入所希望者は７８人となっています。また、待機者の状況や介護保険制度を含めた今後の動向に留意して、定員に応じた規模の施設(面積・設備等)とする検討が必要とされます。

なお、静山荘については、平成２６年度・２７年度に改築移転を実施しますが、定員数の変更はありません。広域連合の養護老人ホームについては、民設民営に移行する方向で検討がされ、勝間園については、平成２９年度の閉設に伴い、民設民営による開所予定となっています。

定員・措置人員

施　設　名	定　員	措置人員
佐久広域老人ホーム 勝間園	90	56
社会福祉法人 法延会 静山荘	60	11
北佐久郡老人福祉施設組合 佐久良荘	80	42
合　　計	230	109

（2）軽費老人ホーム、生活支援ハウス

軽費老人ホームは、低額な料金で高齢者を入所させ、食事の提供等の日常生活上の便宜の提供を目的とした施設で、市内には3施設、定員１５０人で市内の方は９５人入所しています。

また、生活支援ハウスは、概ね６５歳以上のひとり暮らしや、高齢者夫婦のみの世帯で、日常生活に不安のある方が入所できる施設で、定員は１０人です。

・佐久市小規模福祉施設整備補助事業（スプリンクラー設置事業）

平成27年4月に施行される消防法施行令の改正を見据え、スプリンクラーの設置義務が生じる軽費老人ホーム等に対して「スプリンクラー」の設置補助を行いました。（平成26年度の1年間）

○設置補助件数　　２施設

（3）老人福祉センター

老人福祉センターは、高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設で、市内に3施設あります。

利用者数

施　設　名	平成２５年度利用者数（単位:人）
佐久市老人福祉センター	16,078
臼田老人福祉センター	3,956
望月老人福祉センター	8,451
合　　計	28,485

（4）宅幼老所

宅幼老所は、通所介護施設の内、高齢者が住み慣れた地域において、空き店舗や住宅などを改修し、家庭的な雰囲気のもとでケアを受けながら過ごせる、少人数対応の小規模ケア施設です。市内には１３施設(宅老所を含む)あり、通所定員は１７５人です。

（5）有料老人ホーム

有料老人ホームは、高齢者向けの生活施設で、常時１人以上の高齢者を入所させて、生活サービスを提供することを目的とした施設で、老人福祉施設でないものをいいます。

市内には２５施設、定員７３６人の住宅型有料老人ホームがあり、市内の方は２５０人入所しています。

有料老人ホームの整備については、現行は県への届出制ですが、市との協議が必要ですので、一定の条件を付す場合があります。

・佐久市小規模福祉施設整備補助事業（スプリンクラー設置事業）

平成27年4月に施行される消防法施行令の改正を見据え、スプリンクラーの設置義務が生じる有料老人ホーム等に対して「スプリンクラー」の設置補助を行いました。（平成26年度の1年間）

○設置補助件数　　1施設

（6）サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯数が増加するなかで、高齢期の居住の安定を確保することを目的に、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」により、創設された住宅です。台所やトイレ等が設置され、バリアフリー構造といった住環境条件が定められており、安否確認や生活相談サービスを提供する住宅です。

市内には３施設、１１１戸のサービス付き高齢者向け住宅があります。

所管官庁は国土交通省と厚生労働省になります。今後の需給動向に注視して相談・支援していきます。

第５章　介護保険施設の整備

第１節　介護保険施設等整備方針

１　施設整備方針

第５期介護保険事業計画における施設整備は、５つの生活圏域ごとの利用予測に基づき整備を進めて参りました。この結果、介護保険施設及び居住系施設の整備は、以下の表のとおりとなっております。

第６期介護保険事業計画での基本的な施設整備の考え方として、利用予測に基づく施設整備を進める中で「給付と負担」のバランスを堅持しながら、新たな介護保険施設の施設整備に加え、公設の介護老人保健施設と佐久広域連合所管の施設においては、民設民営方式による施設整備を進めて参ります。

また、次期計画となる第７期介護保険事業計画においても、引き続き「給付と負担」のバランスを堅持し、超高齢社会に向けた施設整備を、計画的に進めていく必要があると考えます。

当市では、今後も引き続き施設サービスと在宅サービスのバランスのとれた介護基盤の整備を進めて参ります。

【整備計画】

（単位：床数）

施設種類		第５期末	第６期				第７期			
		平成26年度末	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成29年度末	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成32年度末
介護保険施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	550		50	注1）勝間園	600	30			630
	地域密着型介護老人福祉施設	0				0				0
	介護老人保健施設	366		注2）みすず苑	注3）安寿苑移転	366				366
	介護療養型医療施設	92				92				92
居住系施設	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	87				87				87
	地域密着型特定施設生活介護	0				0				0
合計		1,095	0	50	0	1,145	30	0	0	1,175

注1）広域連合の勝間園については、平成２９年度の閉設に伴い、平成３０年度から民設民営により３０床増やし１００床とする予定

注2）介護老人保健施設「みすず苑」の閉苑に伴い、平成２９年度民設民営により介護老人保健施設を開設予定

注3）介護老人保健施設の「安寿苑(82床)」が移転予定

※　年度区分は開設年度で記載しています。

2　地域密着型サービス事業者等整備方針

平成１８年４月の介護保険法の改正により、地域密着型サービスが創設され、これらのサービスを提供する事業者の指定及び更新は、市で行います。

【指定状況】

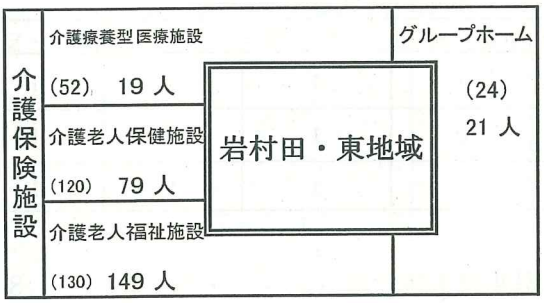
地域密着型サービス 指定事業者	市内日常生活圏域（５圏域）				
	岩村田・東	中込・野沢	佐久中部	臼　田	浅科・望月
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	2	1	1	1	1
認知症対応型通所介護 （認知症デイサービス）	2	0	1	2	1
小規模多機能型居宅介護	1	1	1	1	1

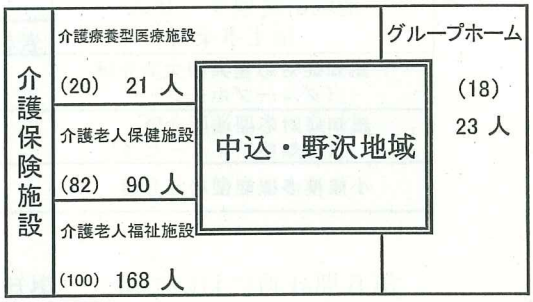
第５期計画においては、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」１８床を中込・野沢地域に１事業所、「小規模多機能型居宅介護」を平成２５年度に佐久中部地域、臼田地域に各１事業所（定員２５人）の指定（整備）をしました。

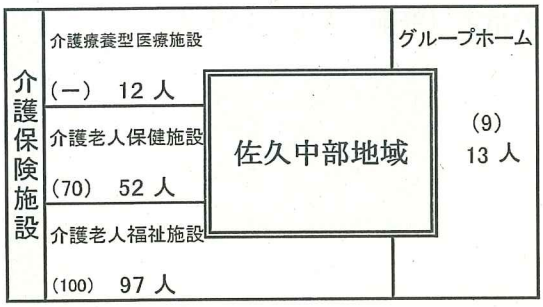
また、平成２６年度には、中込・野沢地域と浅科・望月地域に各１事業所（定員２５人）の「小規模多機能型居宅介護」の指定（整備）をしています。

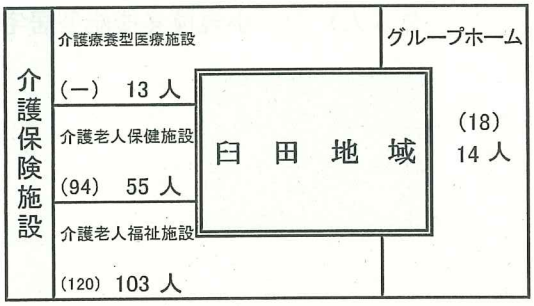
生 活 圏 域 別 施 設 計 画

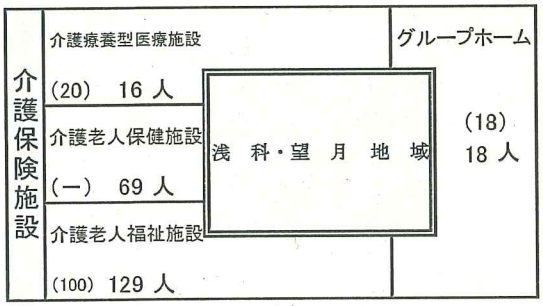
圏域ごとの施設定員数











表の見方

＊ 数字 ・・・ 施設利用者数(見込み)

＊ ( )内 ・・・整備済施設の定員数

資　料　編

1　佐久市介護保険事業計画等策定懇話会設置要綱

平成１７年４月１日告示第７７号

改正

平成１７年７月６日告示第１６０号
平成２０年３月２７日告示第３０号
平成２１年３月２４日告示第３５号
平成２２年３月２９日告示第５３号

（設置）

第１条　　佐久市の介護保険事業を含めた総合的な老人福祉事業に関する計画の策定を推進するため、佐久市介護保険事業計画等策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

（任務）

第２条　　懇話会は、次の事項について審議するものとする。

（１）　介護保険事業計画の策定に関する事項

（２）　老人福祉計画の策定に関する事項

（３）　その他必要な事項

（組織）

第３条　　懇話会は、委員１５人以内をもって組織する。

２　　委員は、市民、識見を有する者、関係団体の代表者等のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第４条　　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　懇話会に、会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。[

２　会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

３　　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議等）

第６条　　懇話会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、懇話会を初めて招集するときは、市長が招集する。

２　　懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　　懇話会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　　会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外の者の懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　　懇話会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

（その他）

第８条　　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附則（平成１７年７月６日告示第１６０号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附則（平成２０年３月２７日告示第３０号）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附則（平成２１年３月２４日告示第３５号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附則（平成２２年３月２９日告示第５３号）

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

2　佐久市介護保険事業計画等策定懇話会委員名簿

（敬称略）

選出区分	氏　名	所　属　等
関係団体	◎　金澤　秀典	佐久医師会
	宮島　　浩	佐久歯科医師会
	大森　　健	佐久薬剤師会
	中村　美登里	長野県栄養士会佐久支部
	佐藤　悦生	佐久市社会福祉協議会
	井出　　進	佐久市区長会
	高見澤　秀明	佐久市老人クラブ連合会
	○　小平　　實	佐久市民生児童委員協議会
	田島　弘	佐久市民生児童委員協議会
	小嶋　鎭代	佐久市保健補導員会
	斉藤　美智代	介護職域代表 居宅介護支援事業者連絡協議会
識見者	和田　裕一	社会福祉法人佐久福寿園施設長
	加藤　みち代	佐久大学信州短期大学部准教授

◎印は会長　　○印は副会長

3　要介護１～５の人が利用できるサービス

［ 要介護の状態：寝たきりや認知症で常時何らかの介護を必要とする状態 ］

居宅サービス

名　称		内　容
訪問	訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯など生活援助を行うサービスです。乗降介助（介護タクシー）も利用できます。
	訪問入浴介護	介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。
	訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によりリハビリテーションを行います。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所	通所介護（デイサービス）	通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
	通所リハビリテーション（デイケア）	老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。
短期入所	短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
	短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
居住系	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。
その他	特定福祉用具販売	入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売します。 ・腰掛便座・入浴補助用具・特殊尿器・簡易浴槽・移動用リフトつり具
	福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ・車椅子・特殊寝台・床ずれ予防用具・体位変換器 ・歩行器など
	住宅改修費の支給	手すりの取付や段差解消などの住宅改修をした際、介護保険法により定められている額を上限に費用を支給します。
	居宅介護支援	居宅介護支援事業所が要介護１～５の利用者のケアプランの作成などケアマネジメントを行います。

地域密着型サービス

名　称	内　容
定期巡回・随時対応型訪問介護	日中・夜間を通じ、定期巡回と随時の対応による訪問介護・訪問看護を一体的に提供します。
認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
小規模型通所介護(仮)	現在、長野県が指定している定員１８名以下の通所介護（デイサービス）は、平成２８年度以降、市の指定となる予定です。なお、詳細については、平成２７年３月末現在、未定です。
夜間対応型訪問介護	２４時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら、５～９人で共同生活をする住宅です。
地域密着型特定施設入居者生活介護	２９人以下の有料老人ホームやケアハウスなどを小規模な特定施設として整備し、入居サービスを提供するものです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	２９人以下の小規模な特別養護老人ホームを整備し、入所サービスを提供するものです。
複合型サービス	医療ニーズの高い要介護者に対応できるよう、小規模多機能型居宅介護と必要に応じて訪問看護を組み合わせたサービスです。

施設サービス

名　称	内　容
介護老人福祉施設	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して日常生活上の介護を受ける施設サービスです。
介護老人保健施設	状態が安定している人が入所して在宅復帰できるようにリハビリテーションを中心としたケアを受ける施設サービスです。
介護療養型医療施設	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人が入院して医療の提供を受ける施設サービスです。

4　要支援１・２の人が利用できるサービス

［要支援の状態：家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態］

介護予防サービス

名　称		内　容
訪問	介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）	利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合に、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。
	介護予防訪問入浴介護	居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設において浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。
	介護予防訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。
	介護予防訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。
	介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、栄養管理士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
通所	介護予防通所介護（デイサービス）	通所介護施設で食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティなど）を提供します。
	※運動器の機能向上	理学療法士等の指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。
	※栄養相談	管理栄養士が、低栄養を予防するために食べ方や食事の作り方や食材購入方法の指導、情報提供などを行います。
	※口腔機能の向上	歯科衛生士や言語聴覚士等が歯みがきや義歯の手入れ法の指導や摂食・嚥下機能を向上させる訓練などを行います。
	※アクティビティ	現行の通所介護で提供されている主として集団活動に関するメニューのうち、介護予防に資するもの。
	介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	老人保健施設や医療機関等で、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。

＊介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）、介護予防通所介護（デイサービス）は、平成２８年度中（予定）に介護予防・日常生活支援総合事業へ移行します。

名　称		内　容
短期入所	介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設に短期入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
	介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療施設に短期入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
居住系	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。
その他	特定介護予防福祉用具販売	介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売します。
	介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を行います。
	介護予防住宅改修費の支給	手すりの取付や段差解消などの住宅改修をした際、介護保険法により定められている額を上限に費用を支給します。
	介護予防支援	利用者の状況にあったケアプランの作成などケアマネジメントを行います。地域包括支援センターで行います。

地域密着型介護予防サービス

名　称	内　容
介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。
介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症高齢者が５～９人で共同生活を送りながら、スタッフによる介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護が受けられます。

介護予防・日常生活支援総合事業

名　称	内　容
介護予防・生活支援サービス事業	要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するため、介護予防訪問介護・通所介護等のサービスに加え、住民主体の支援等を含め、多様なサービスを提供し支援します。
一般介護予防事業	高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく参加できる地域での通い場や、リハビリテーション専門職等による自立支援に資する通いの場を提供します。

＊介護予防・日常生活支援総合事業は平成２８年度中（予定）に取り組みます。

5　佐久市内の介護保険サービス事業者一覧

サービス種類		事業者名
居宅サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）	ヘルパーステーション岩村田
		ニチイケアセンター佐久
		ヘルパーステーションマイハート
		ヘルパーステーション太陽
		ヘルパーステーション長土呂
		コスモスケアサービス
		エフビー訪問介護
		エフビー訪問介護いしずえ
		ヘルパーステーションばんり
		さくだいら敬老園ヘルパーステーション
		ヘルパーステーションフェリーチェ
		サガラ訪問介護ステーション
		訪問介護センター猿久保
		エフビー訪問介護ひじり
		佐久市社協ヘルパーセンター
		あんしん介護サービス
		ヘルパーステーション野沢
		ニチイケアセンターなかごみ
		ヘルパーステーション中込
		穂乃里訪問介護
		ケアセンター佐久平高原
		ヘルパーステーションあいわ中込原
		JA佐久浅間ヘルパーステーションさく
		佐久だいらヘルパーステーション
		結の里訪問介護ステーション
		ヘルパーステーションのぞみサンピア
		JA佐久浅間ヘルパーステーションみなみ
		佐久広域訪問介護事業所
		佐久市社協あいとぴあ臼田ヘルパーセンター
		訪問介護サービス創想
		ヘルパーステーションやまぼうし
		エフビー訪問介護うすだ
		訪問介護ステーションさくら
		佐久市社協浅科ヘルパーセンター
		ホームヘルプセンター　のんびり
		ヘルパーステーションたんぽぽ
		望月ホームヘルパーステーション結い
		北佐久郡老人福祉施設組合訪問介護事業所
		JA佐久浅間ヘルパーステーションしらかば
		ヘルパーステーション望月

サービス種類		事業者名
居宅サービス	訪問入浴介護	㈲佐久平訪問入浴
		暖家（だんけ）佐久営業所
		JA佐久浅間訪問入浴ステーションみなみ
	訪問看護	訪問看護ステーションあさま
		訪問看護ステーション岩村田
		Aライン訪問看護ステーション
		訪問看護ステーションひらね
		エフビー訪問看護ステーション
		ケイジン訪問看護ステーション中込
		訪問看護ステーションのざわ
		ケイジン訪問看護ステーション塚原
		訪問看護ステーションのぞみサンピア
		訪問看護ステーションうすだ
		訪問看護ステーションわかば
		訪問看護ステーションほのか
		訪問看護ステーションあさしな
		川西赤十字訪問看護ステーション
	訪問リハビリテーション	佐久市立国保浅間総合病院
		三世会金澤病院
		佐久平整形外科クリニック
		くろさわ病院
		つかばらクリニック
		佐久総合病院
		訪問看護ステーションうすだ
		医療法人雨宮病院
	通所介護（デイサービス）	ニチイケアセンター佐久
		佐久市岩村田デイサービスセンター
		佐久市みついデイサービスセンター
		デイサービスセンターばんり
		さくだいら敬老園デイサービスセンター
		宅幼老所　ながとろ
		猿久保デイサービスセンター
		宅幼老所　のんびり
		デイサービスセンターここわ
		デイサービスセンター佐久平高原
		寄り合い処ふらっと聖
		宅幼老所　のざわ
		宅老所　およりなんし
		ニチイケアセンターなかごみ
		佐久市中込デイサービスセンター

サービス種類		事業者名
居宅サービス	通所介護（デイサービス）	宅老所　露風庵（ろふうあん）
		宅老所　若草
		デイサービスセンター佐久平愛の郷
		デイサービスセンターあいわ中込原
		宅老所すぎの里
		宅老所野菊
		宅幼老所　つかばら
		佐久だいらデイサービスセンター
		JA佐久浅間デイサービスセンターひだまり
		デイサービスセンターのぞみサンピア
		アクネス佐久平
		デイルーム　ぶどう園
		佐久市前山デイサービスセンター
		宅幼老所ほのり
		結の里千曲デイサービスセンター
		宅幼老所ひまわり
		JA佐久浅間デイサービスセンター星の里
		宅幼老所幸の神倶楽部（さいのかみくらぶ）
		佐久市あいとぴあ臼田デイ・サービスセンター
		JA佐久浅間あおぬまの家
		寄り合い処ふらっとうすだ
		佐久市浅科デイサービスセンター
		宅老所なごみの丘あさしな
		宅老所　よもぎの郷
		ルーエン通所介護事業所
		マリーゴールド宅幼老所
		望月デイサービスセンター駒
		望月デイサービスセンター結い
		寄合所文ちゃん家
		JA佐久浅間デイサービスセンターしらかば
		宅老所　和楽
		ケイジン通所介護機能訓練センター望月
		宅幼老所茂田井
		ホームケアセンター慈温
	通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設　みすず苑
		介護老人保健施設　愛の郷
		介護老人保健施設　安寿苑
		くろさわ病院
		シルバーポートつかばら
		佐久総合病院　介護老人保健施設
		デイケアさくら

サービス種類		事業者名
居宅サービス	短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホーム 佐久福寿園
		佐久市特別養護老人ホームシルバーランドみついし
		ショートステイ佐久平愛の郷
		佐久市特別養護老人ホームシルバーランドきしの
		佐久広域特別養護老人ホーム 勝間園
		佐久広域特別養護老人ホーム 塩名田苑
		特別養護老人ホーム 結いの家
	短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設　みすず苑
		介護老人保健施設　愛の郷
		介護老人保健施設　安寿苑
		シルバーポートつかばら
		佐久総合病院　介護老人保健施設
		佐久市立国保浅間総合病院
		三世会金澤病院
		くろさわ病院
		川西赤十字病院
	福祉用具貸与	エフビー介護サービス
		㈱ライフサポート
		合資会社　篠原綿店
		メディコケイジン㈱
		サクラケア佐久店
		JA佐久浅間 福祉用具ステーション
		㈲ケーアンドケーメディカル
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	佐久市前山デイサービスセンター
		ニチイケアセンター佐久
		佐久市みついデイサービスセンター
		佐久市あいとぴあ臼田デイ・サービスセンター
		宅幼老所ひまわり
		望月デイサービスセンター結い
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	JA佐久浅間グループホーム新子田の家
		サガラシルバーハウス
		グループホームひらか愛の郷
		シルバーハウス塚原
		グループホームうすだ愛の郷
		グループホームあゆみ
	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所いしずえ
		さんぴあの家
		四季のベンチ

サービス種類	事業者名
居宅介護支援事業所	佐久市立国保浅間総合病院
	佐久福寿園
	ニチイケアセンター佐久
	金澤病院居宅介護支援事業所
	金澤病院居宅介護支援連携室
	エフビー居宅介護支援事業所佐久
	介護老人保健施設　愛の郷
	ケアプランセンターばんり
	さくだいら敬老園居宅支援事業所
	あんしん居宅介護支援事業所
	長野県厚生連のざわ居宅介護支援事業所
	ニチイケアセンターなかごみ
	ケイジン地域ケアセンター中込
	居宅介護支援事業所佐久平愛の郷
	JA佐久浅間さく生活福祉相談センター
	佐久だいら居宅介護支援事業所
	㈲すずらん
	ケイジン地域ケアセンター塚原
	佐久総合病院
	JA佐久浅間みなみ生活福祉相談センター
	あおぞら介護相談センター
	ケアセンターさくら
	佐久広域居宅介護支援事業所
	社協ケアプランセンター佐久
	訪問看護ステーションあさしな
	浅科薬局
	指定居宅介護支援事業所 のんびり
	ルーエン指定居宅介護支援事業所
	望月悠玄福祉会指定居宅支援事業所
	JA佐久浅間しらかば生活福祉相談センター
	川西赤十字居宅介護支援事業所
	北佐久郡老人福祉施設組合居宅介護支援事業所

サービス種類		事業者名
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	特別養護老人ホーム 佐久福寿園
		佐久市特別養護老人ホームシルバーランドみつい
		特別養護老人ホーム 佐久平愛の郷
		佐久市特別養護老人ホームシルバーランドきしの
		佐久広域特別養護老人ホーム 勝間園
		特別養護老人ホーム さくら苑
		佐久広域特別養護老人ホーム 塩名田苑
		特別養護老人ホーム 結いの家
	介護老人保健施設	介護老人保健施設　みすず苑
		介護老人保健施設　愛の郷
		介護老人保健施設　安寿苑
		シルバーポートつかばら
		佐久総合病院　介護老人保健施設
	介護療養型医療施設	佐久市立国保浅間総合病院
		三世会金澤病院
		くろさわ病院
		川西赤十字病院

6 地域支援事業一覧　（平成２７年度）

介護予防事業

※H28年度から介護予防・日常生活総合事業に事業体系を移行します。

事業名				
介護予防二次予防高齢者施策	二次予防高齢者把握事業		75歳おたっしゃ訪問事業	第1号被保険者を対象に、基本チェックリスト等で生活機能に関する状態の把握や、訪問活動・地域包括支援センター等の連携により、二次予防高齢者把握のための事業を実施する。
			80歳おたっしゃ訪問事業	
			脳の健康度測定事業	高齢者の認知機能の水準や認知機能の変化を測定し、二次予防高齢者把握を行う。
	通所型介護予防事業	運動器・口腔の機能向上・栄養改善・閉じこもり・認知症・うつ予防支援事業	介護予防ふれあいサロン事業 1日コース	二次予防事業参加者に対し老人福祉センター等において介護予防のための運動指導等を行う。
			介護予防ふれあいサロン事業 ロコトレコース	二次予防事業参加者に対し老人福祉センター等において運動指導を行う。
			介護予防ふれあいサロン事業 脳トレコース	二次予防事業参加者に対し老人福祉センター等において、うつ・閉じこもり・認知症予防のための事業を実施する。
		運動器の機能向上事業	筋力向上トレーニング事業	二次予防事業参加者に対し体力向上のため水中での筋力トレーニングを行う。
	来所型介護予防事業	栄養改善指導事業	栄養改善教室	二次予防事業参加者に対し、来所型で栄養改善指導を行い健康維持を図る。
		口腔機能の向上事業	口腔機能向上教室	二次予防事業参加者に対し、来所型で口腔機能向上指導を行い健康維持を図る。
	訪問型介護予防事業	閉じこもり・認知症・うつ予防支援事業	訪問指導事業	閉じこもり・認知症・うつの恐れのある二次予防事業参加者に対して保健師等が訪問し介護予防指導を実施する。
		栄養改善指導事業	栄養改善事業	二次予防事業参加者に対し訪問による栄養改善指導を行い健康維持を図る。
		口腔機能向上事業	口腔機能向上事業	二次予防事業参加者に対し訪問による口腔機能向上指導を行い健康維持を図る。
	二次予防事業参加者施策評価事業			「介護予防事業の効果による要介護認定者の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防二次予防施策の事業評価を実施する。
介護予防一般高齢者施策	介護予防普及啓発事業		寝たきりゼロ運動推進事業	生活習慣や食生活の改善等の啓発を行い、介護予防を図る。
			はつらつ音楽サロン事業	一般高齢者に対し歌や楽器演奏を通して右脳を刺激し認知症を予防する。
			お出かけリハビリテーション事業	公民館等に専門家等招き、地域の高齢者が適切なリハビリを受けられる機会を確保する。
			転倒骨折予防事業	一般高齢者に対し寝たきりとならないように介護予防としての訓練及び指導を行う。
			はつらつ水中ウォーク事業	一般高齢者に対し体力向上のため水中で筋力トレーニングを行う。
			認知症予防相談・啓発事業	専門医等による講演を実施し、認知症について正しい知識の普及・啓発を図り広く市民意識の向上に努めることにより、認知症の早期発見・対応や予防意識の向上を図る。
			元気向上教室事業	主に二次予防事業終了者に対し、運動器の機能向上等について知識の普及を図り、要介護状態になる高齢者を減らし、介護予防の意識の向上に努める。
			栄養改善事業	栄養士による栄養改善教室を、ぴんころ長寿いろはカルタ等の媒体を活用し行う。
			健康長寿体操推進事業	健康づくりの一貫として健康長寿体操の啓発を図る。また、健康長寿体操ビデオやCDの貸し出しを行う。
		地域介護予防活動支援事業	介護予防指導者養成事業（お達者応援団育成塾）	介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行う。
			認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業	認知症高齢者並びに虐待に対する地域支援体制づくりを行う。
			地域福祉ネットワーク事業	地域住民が地域の課題を自らの問題として自主的、自発的に地域福祉活動に取り組んでいけるよう地域福祉ネットワークを充実する。
	一般高齢者施策評価事業			年度ごとに、事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を実施。

包括的支援事業

※H28年度から認知症対策、在宅医療と介護連携、生活支援体制整備が移行します。

事業名		
包括的支援事業	包括的支援事業	地域包括支援センターを設置し、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の業務を行う。
	地域包括支援センター運営協議会事業	地域包括支援センター運営に関する協議調整等を行う。 地域別包括ケア委員会の開催。

：

任意事業

事業名			
任意事業	介護給付費等の適正化事業	介護給付費等費用適正化事業	介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促し、介護給付費の適正化を図る。介護相談員派遣事業。
	家族介護支援事業	認知症高齢者介護者支援事業	認知症高齢者を介護されている家族を対象に、介護相談や介護者同士の交流を行う。
		在宅寝たきり高齢者等家族介護者ふれあい相談事業	家庭介護者や近隣の援助者等を対象に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等の教室を開催する。
		認知症はいかい高齢者家族支援サービス事業	認知症高齢者が徘徊し行方不明になった場合、早期発見ができるようGPSシステム導入費用の一部を補助する。また、徘徊高齢者に対し、安全服の貸し出しを行う。
		介護用品給付事業	介護認定者で、在宅で介護を受けている低所得の家族に対して、紙オムツなどの介護用品を支給し、介護者の生活の支援を行う。
	その他事業	住宅改修支援事業	介護保険サービスのケアプランを作成していない要介護認定者が、住宅改修を行う場合に申請のための理由書を作成する経費の助成を行う。
		成年後見制度利用支援事業	判断能力の低い高齢者に対し、老人福祉法の規定に基づき、成年後見等開始審判請求や成年後見人へ報酬の助成を行う。
		認知症サポーター養成事業	認知症を理解し、認知症の人や家庭を地域で見守る認知症サポーター養成講座を開催する。
		権利擁護相談事業	司法書士による成年後見制度利用、多重債務、高齢者虐待等、権利擁護に関する相談を行う。
		認知症地域支援推進員配置事業	認知症の方及び家族の方に対して、適切なサービスを提供できるよう支援する専門職員として高齢者福祉課に配置。
		高齢者緊急時あんしん情報提供事業	高齢者実態調査の情報を基に、消防署での高齢者の緊急対応に生かすための情報共有事業。

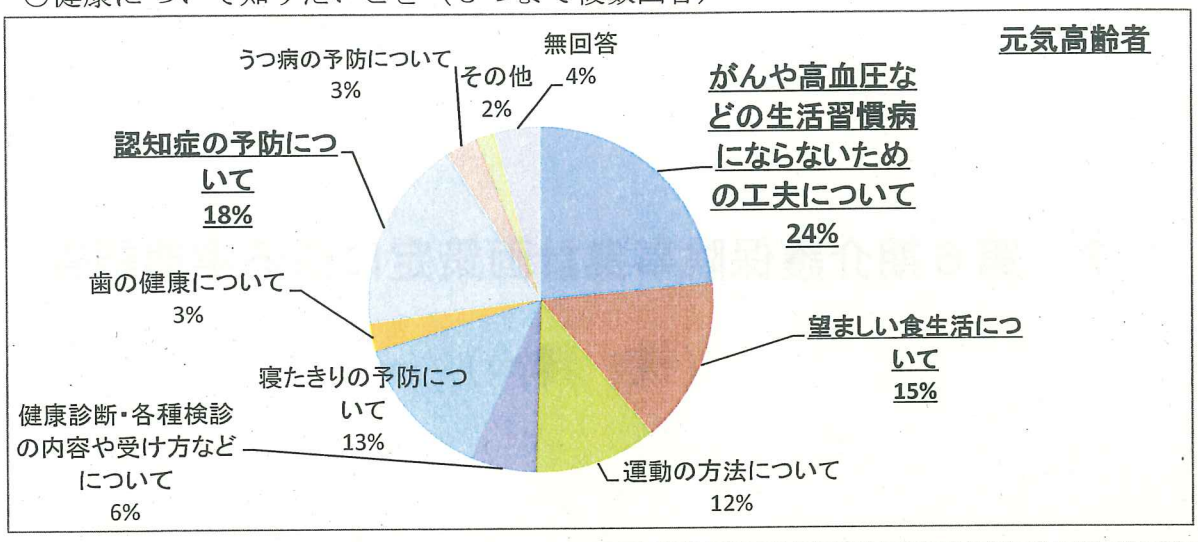
●在宅医療・介護の連携体制事業　　地域住民が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう、多様な社会資源を活用しながら支援する。

7　第６期介護保険事業計画策定に係る実態調査

（抜　粋）

（1）元気高齢者実態調査結果（平成２５年１２月実施　回答者３０１人）

○健康について知りたいこと（３つまで複数回答）

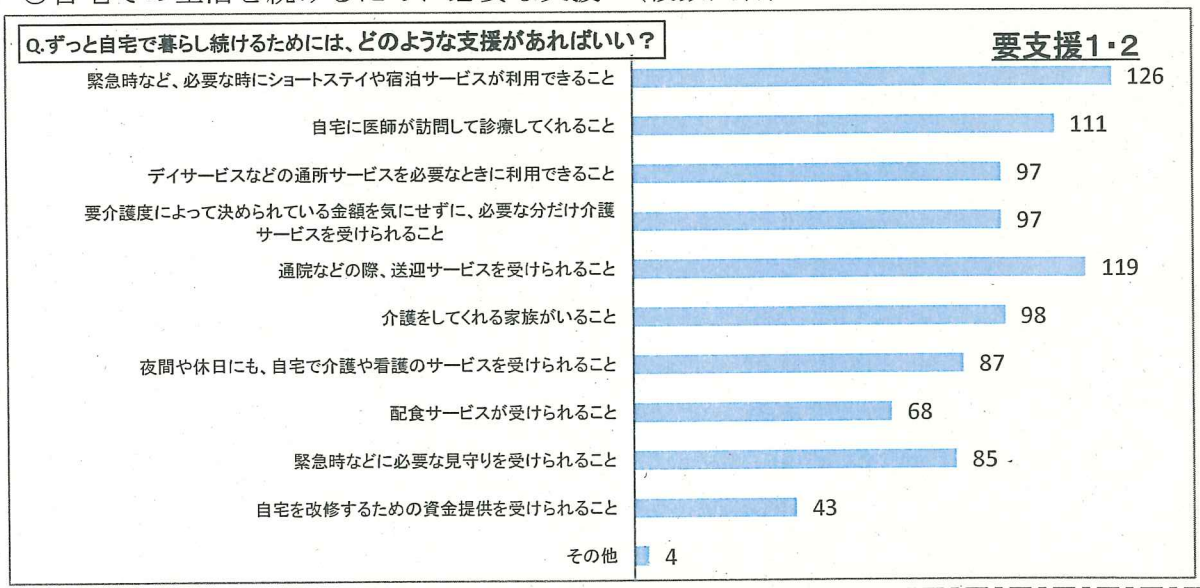


健康について知りたいことは、「がんや高血圧などの生活習慣病予防」が24%と最も多く、「認知症予防」18%、「食生活について」15%、「寝たきり予防（介護予防）」13%、「運動」12%となっている。

健康づくり部門で行う若い年代からの生活習慣病予防の取り組みと連携し、介護予防、認知症予防など高齢者に合った食習慣や運動習慣の啓発を行っていく必要がある。

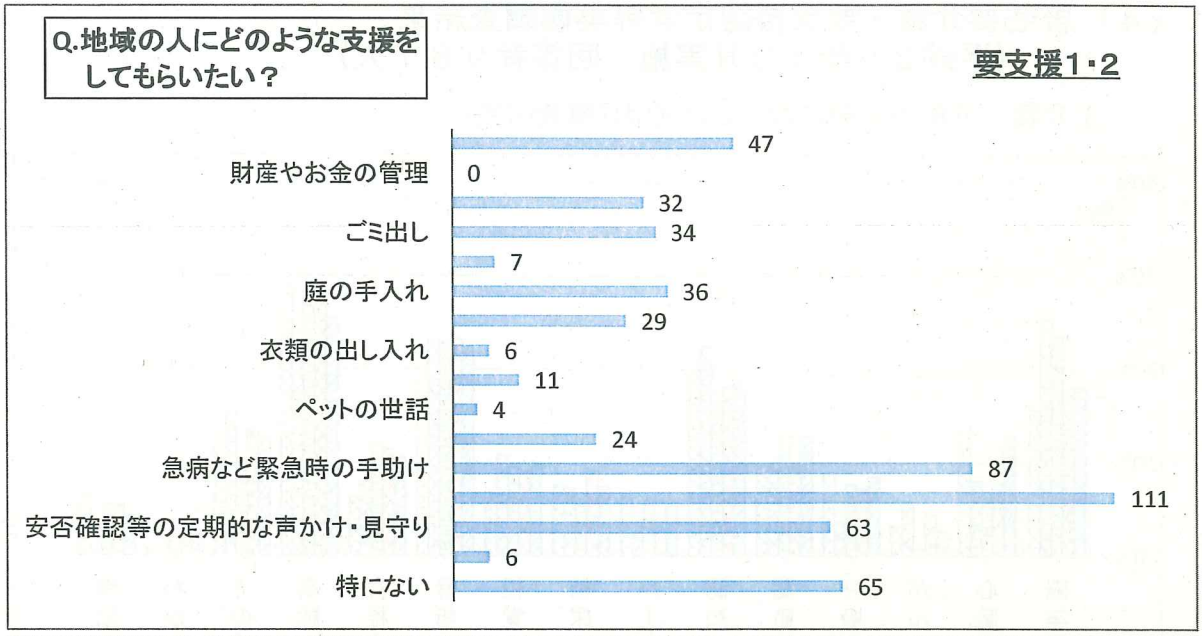
（2）要支援・要介護高齢者実態調査結果より要支援者のみを抽出（平成２５年１２月実施　回答者２７１人）

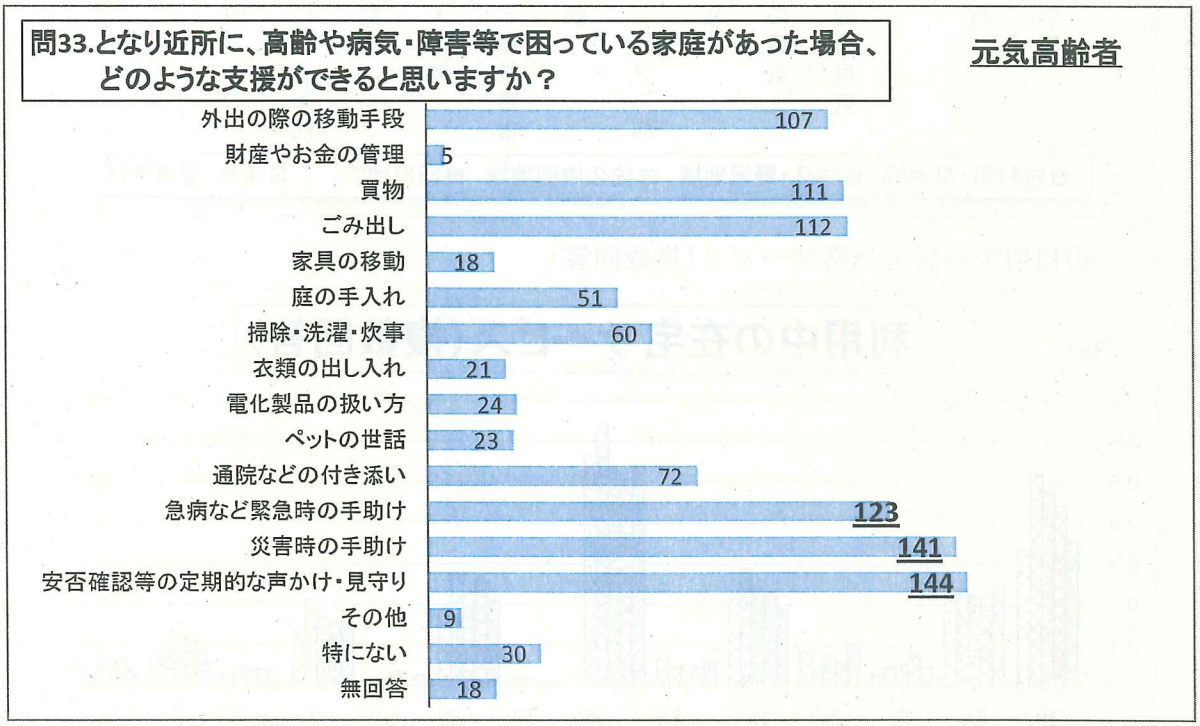
○自宅での生活を続けるために必要な支援　（複数回答）



自宅での生活を継続するための支援としては、半数近くが「緊急時の宿泊サービス」を希望しており、続いて「通院などの送迎サービス」、「自宅への医師の訪問診療」、「介護してくれる家族の存在」、「利用しやすい介護サービス（限度額や日程、時間帯において）」が挙げられている。今後も在宅医療・介護の提供体制を整えていくと共に、市民の方への情報提供を行っていく必要がある。

（3）要支援者が地域に求める支援内容と元気高齢者が地域で可能な支援内容



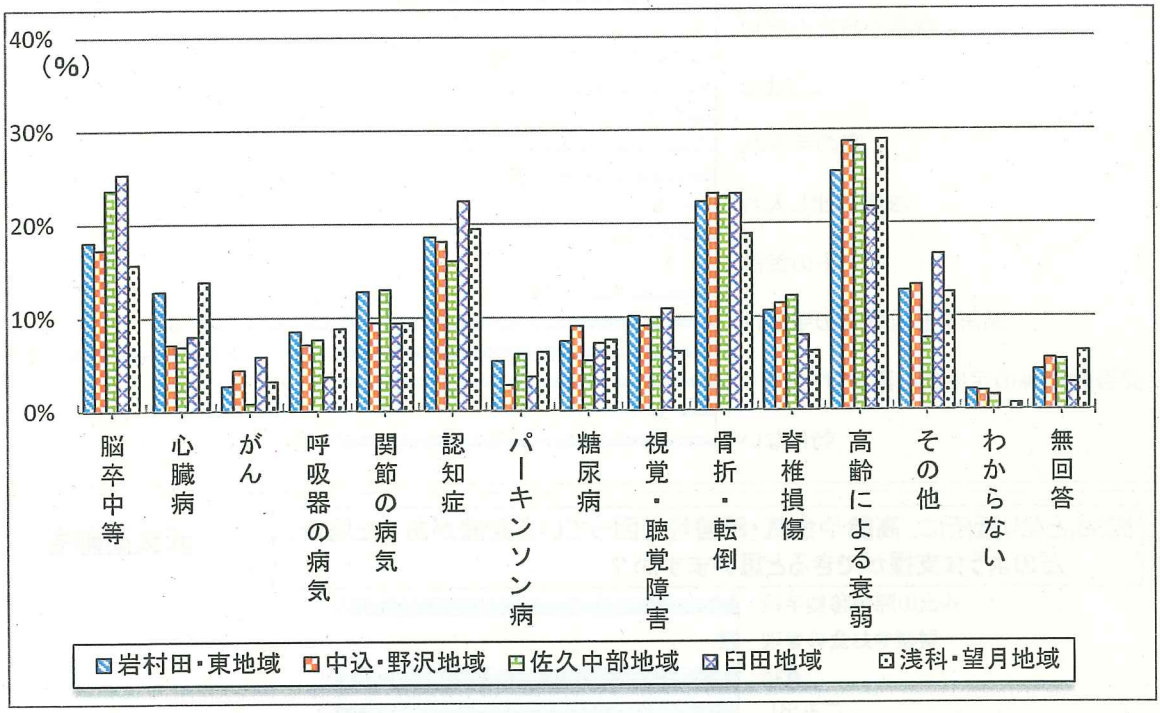


要支援者が地域に求める支援内容は、「災害時の手助け」や「急病など緊急時の手助け」が最も多く、次いで「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」「外出時の移動支援」が多かった。一方、元気高齢者が可能な支援内容については、「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」、「災害時の手助け」が最も多かった。

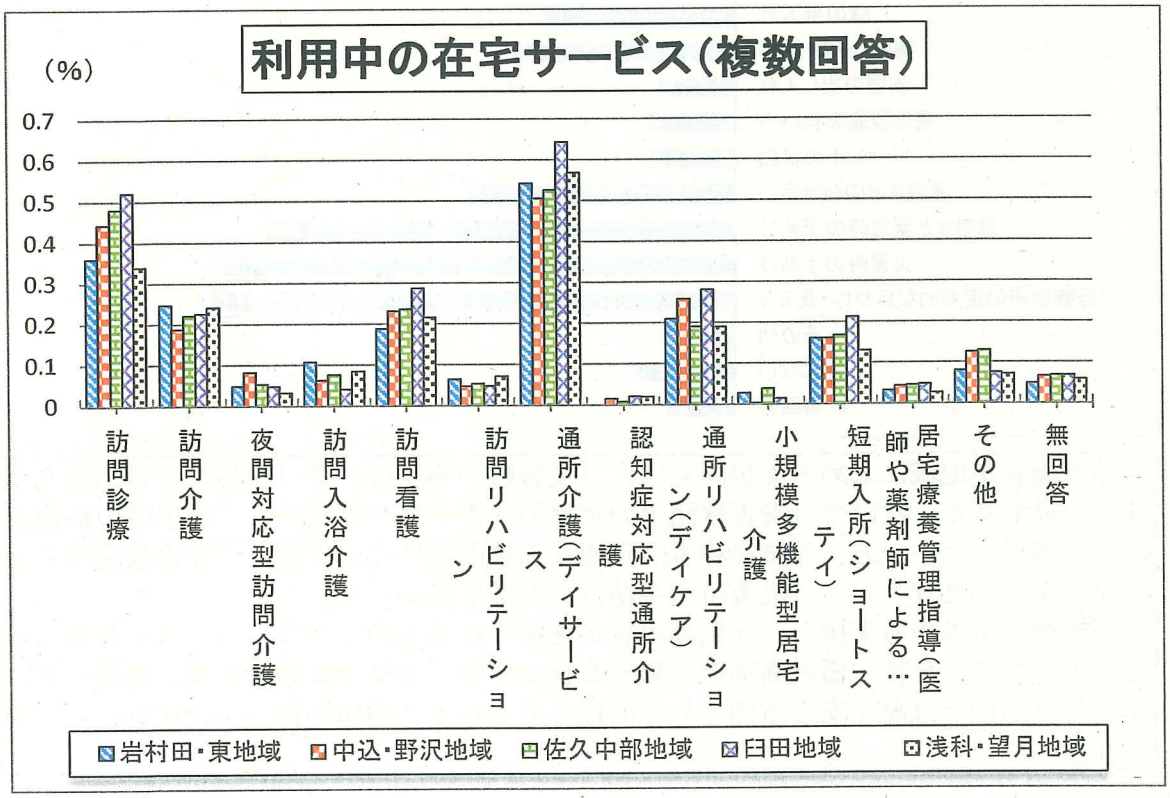
要支援者が求める支援と、元気高齢者が支援できるものとでは、ニーズが合致しているものが多く、今後一層の高齢化が見込まれる中で、元気な高齢者には、地域において支えられる側ではなく支える側として活躍してもらう、地域の担い手となることが期待される。

（４）居宅要介護・要支援認定者等実態調査結果
（平成２５年１２月実施　回答者９８７人）

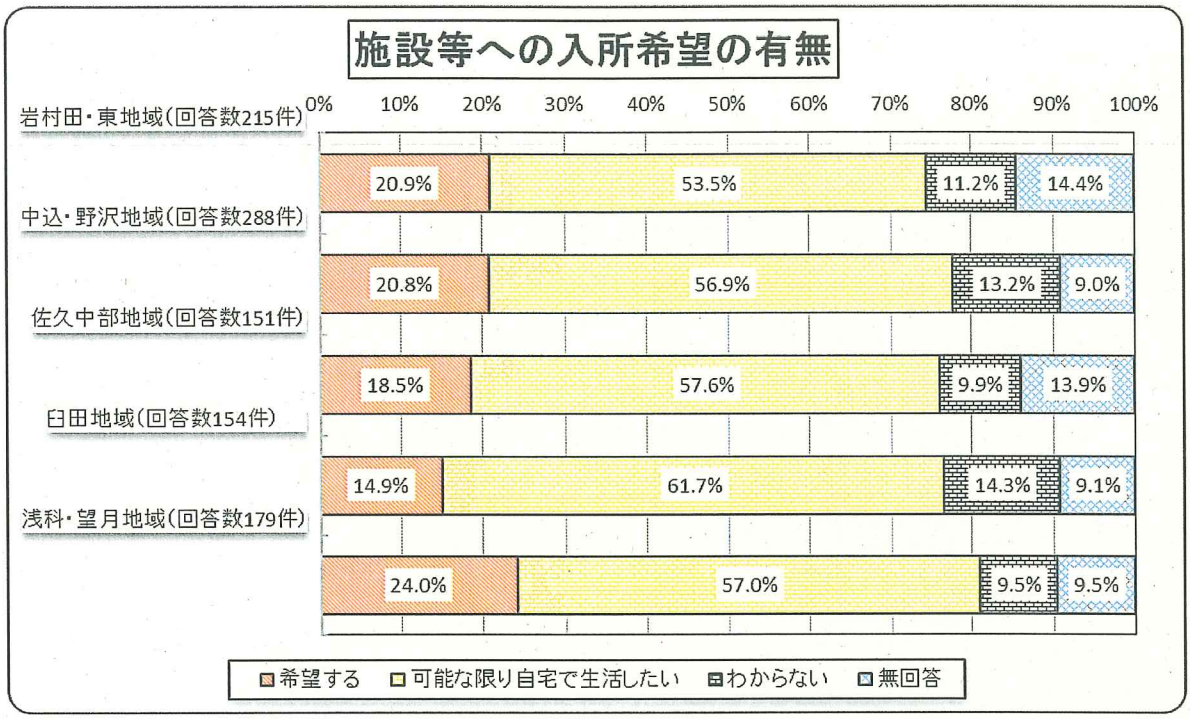
①介護・介助が必要になった主原因（複数回答）



②利用中の居宅介護サービス（複数回答）



③施設等への入所希望



④地域の人にお願いしたい支援（複数回答）

